

## 第3章

# 部会の活動

### 部会・委員会の変遷

- 1 児童発達支援部会
- 2 障害者支援施設部会
- 3 日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会
- 4 地域支援部会、相談支援部会

- コラム3 集まれグループホーム ～おおさかのどまんなかあたりでもう一度集まりましょう～
- コラム4 支援スタッフ部会の取り組み

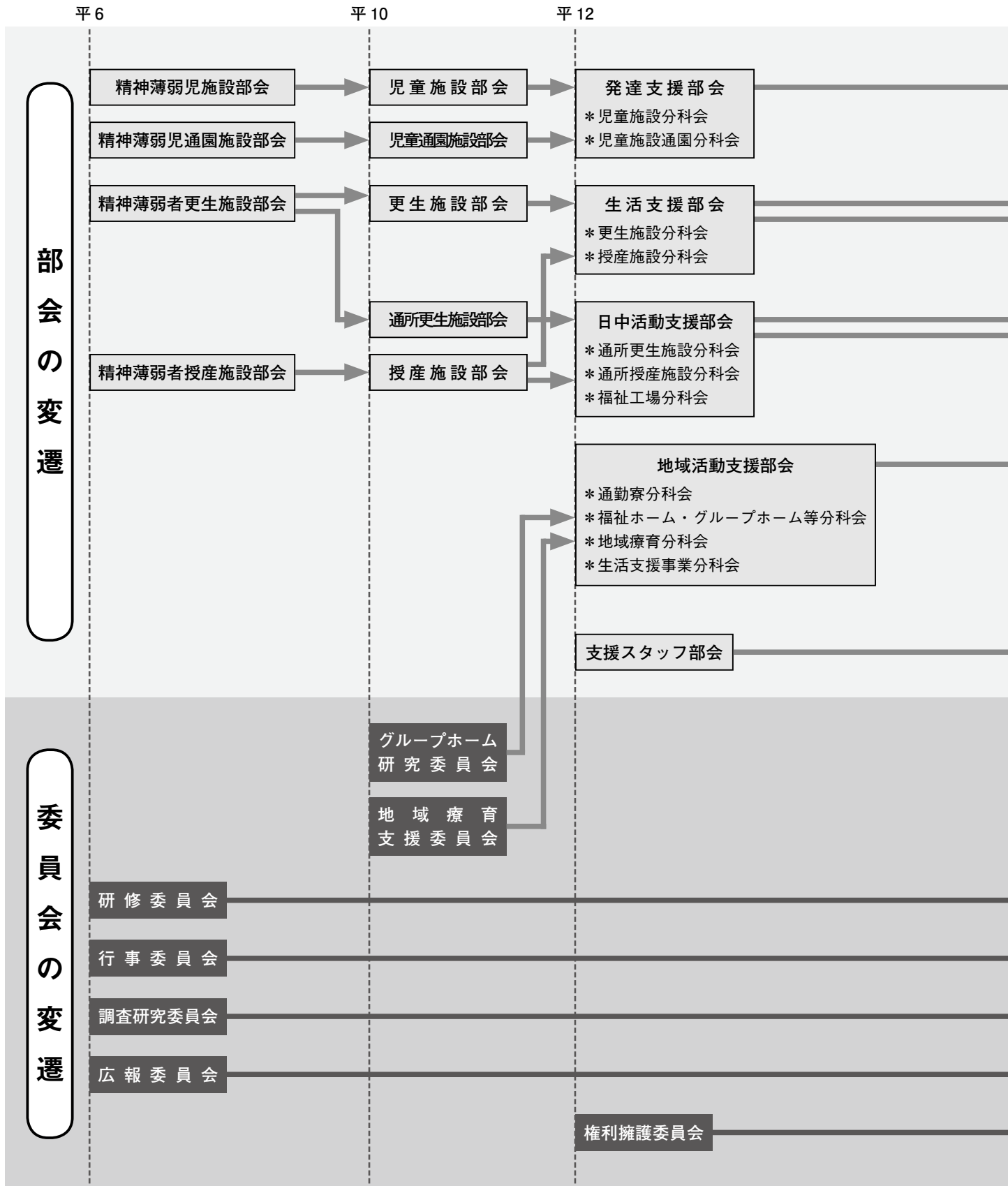
現在の明光ワークス（上）。大阪府立明光学園の運営を平成5年に大阪府障害者福祉事業団が受託し、平成20年に移管。民間の施設開所も相次いだ。東福六万寺は平成13年竣工の東大阪市初の入所施設（下）



府立施設は近年、特化型の方向にある。大阪府立砂川厚生福祉センターは平成21年から「いぶき」（上）と「つばさ」（下）で強度行動障がいと社会関係障がいに對する専門的支援を開始



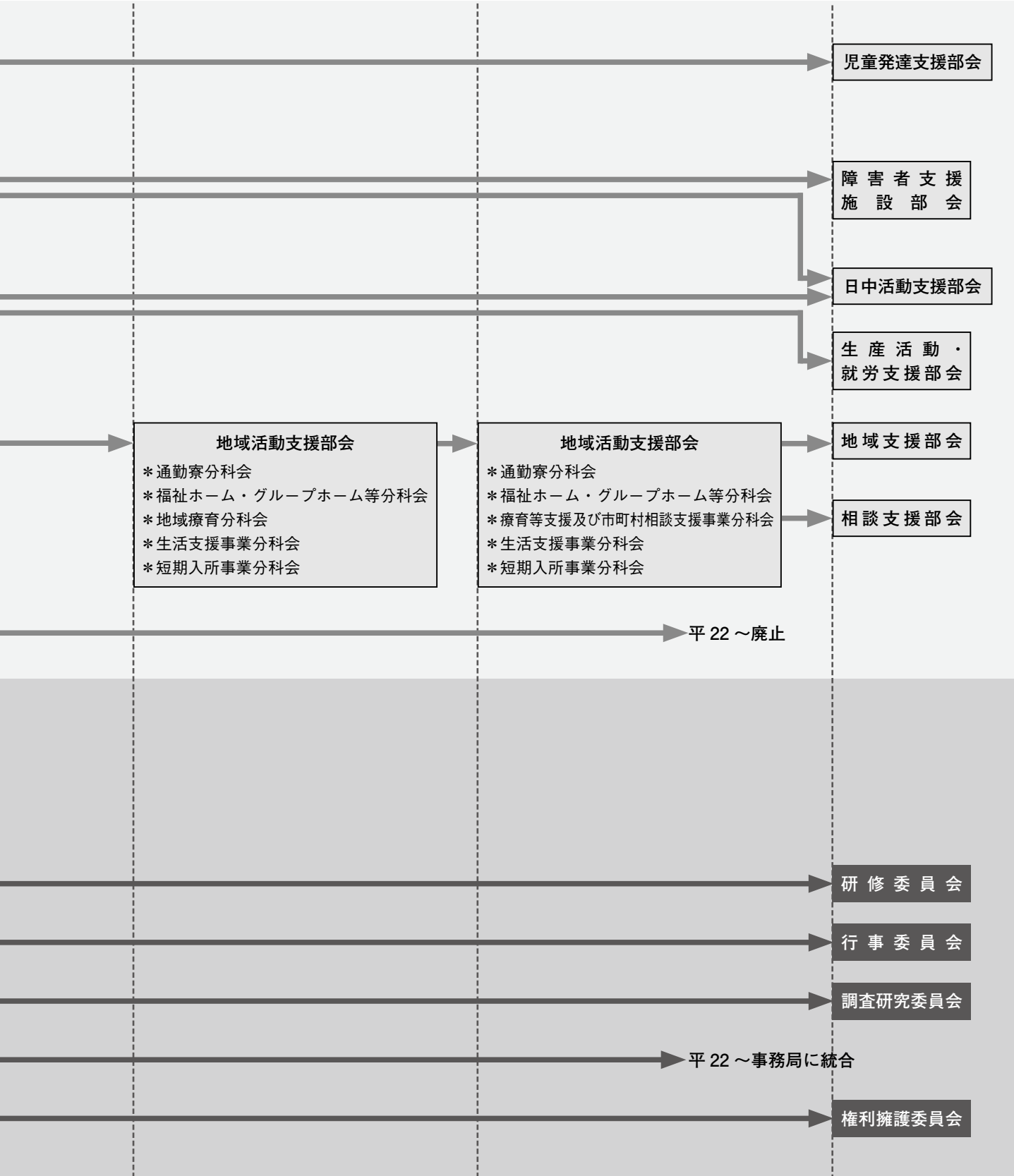
## 部会・委員会の変遷



平 16

平 19

平 24



## 1 児童発達支援部会

### ● 児童発達支援部会の系譜

現在の児童発達支援部会に至る流れは、大別すると児童入所施設の流れと児童通所施設の流れがある。

平成6（1994）年の時点では、前者は精神薄弱児施設部会であり、後者は精神薄弱児通園施設部会だった。その後、平成10（1998）年には、それぞれ児童施設部会と児童通園施設部会に名称変更した。

平成12（2000）年にこの2部会は統合されて発達支援部会になったが、発達支援部会の中でやはり入所施設が児童施設分科会を、通所施設が児童施設通園分科会を形成して活動した。平成24（2012）年に分科会活動を廃して児童発達支援部会に一本化した。本節では、23（2011）年度までの組織に合わせて、入所施設と通所施設に分けて20年間の活動を振り返っている。

### （1）障がい児入所施設

児童発達支援部会における障がい児入所施設の活動は、20年間の年表から見ると時代の「変化」によって活動してきたようすがうかがわれる。

この20年間の活動の中で、現在は第一線を退かれた先生方にご指導していただいた。また、各施設からやってくる若手の職員も緊張からか、コミュニケーションもよそよそしく、1年間月例で顔を突き合わせて勉強していくため、年度初めに谷町九丁目や上本町六丁目近辺で懇親の場を持ち、障がい児施設に勤めた想い、苦労を語り合い、当時の児童施設分科会に行くのが面白いと思ってもらえるよう配慮して、分科会を運営してきた。これまでご活躍された諸先輩方が、懐かしく思い起こされる。

障がい児施設にとって長年の懸案であった、18歳を超えて在所期間延長となってきた過齢児問題については、日本福祉協会・児童施設本部会が会員施設に対して、児童福祉法63条2項（在所期間の延長の特例）を「保持すべき」

か「廃止すべき」かのアンケート調査を繰り返した。

平成15（2003）年以降は「廃止すべき」が多数派となった。都道府県や各法人の事情や判断に委ねられた一部を残し、障害者自立支援法、児童福祉法の法改正により、障がい児施設を児童福祉施設として適正化させていく道筋ができ上がった。大阪府管の障がい児施設においては平成23年度から大阪府の「知的障がい児施設からの地域移行推進事業」の補助金の後押しを得て過齢児割合の減少に官民一体で取り組むこととなった。改善に向けられた「変化」のひとつだが、入退所の流れが加速したために入所におけるアセスメントや対処に向けてのリービングケアも重なり合い、財務上の収支バランスも考えつつ、慌ただしさを乗り越えることとなった。

障がい児施設にとって、この20年間の「変化」は良いものであったのか、悪いものであったのか、どのようなものであったか？

思い返していくと社会福祉法人のみならず、NPO法人、株式会社等、多様な供給主体が障

年度	活動内容
平成 5 (1993)	事例検討・感染症予防について 等
平成 6 (1994)	講演会：「知的障害児の精神症状への関わり」 第 1 回年齢超過児実態調査
平成 7 (1995)	第 2 回年齢超過児実態調査 デイ活動（日中活動）実態調査と研究
平成 8 (1996)	グループホームの見学会 応急処置実技講習 「遊び」「レクリエーション」「余暇」活動についての調査研究 等
平成 9 (1997)	ショートステイについての調査研究（年間利用人数、利用申し込み、面接）
平成 10 (1998)	研修会：Ⅰ「職員間連携について」Ⅱ「ジェントルティーチング」 施設間ネットワークに向けた基礎作り
平成 11 (1999)	情勢学習：措置制度から契約制度について 「性問題」「無断外出」等行動障がい関連の事例検討会 「施設間交流ハイキング」スタート
平成 12 (2000)	障害者・児施設サービス共通評価基準に基づいた自己評価実施
平成 13 (2001)	障害者・児施設サービス共通評価基準に基づいた自己評価実施
平成 14 (2002)	講演会：「障害者の権利擁護とジェントルティーチング」 児童虐待の現状と課題について子ども家庭センターと意見交換会 等
平成 15 (2003)	情勢学習：福祉サービス体系の在り方等（社会保障審議会・児童部会より） ショートステイの利用契約書・重要事項説明書の検証 等
平成 16 (2004)	「今後の障害保健福祉施策について改革のグランドデザイン（案）」児童施設の検証 通勤寮とのリービングケア研究懇談会 第 3 回年齢超過児実態調査
平成 17 (2005)	テーマ：個別支援計画について、てんかん発作の理解と対応、リスクマネジメント～施設内でのヒヤリハット報告～ 強度行動障害事例検討会
平成 18 (2006)	テーマ：障害者自立支援法及び改正児童福祉法について、職員間のコミュニケーション、リーダーシップ、スーパービジョン 障害者自立支援法施行 2 か月調査 等
平成 19 (2007)	テーマ：栄養ケアマネジメントについて、「子育てワークブック」親支援について 三田谷学園施設見学 障害者・児施設サービス共通評価基準に基づいた自己評価実施 『どうすれば福祉のプロになれるか』（久田則夫著）を用いて勉強会
平成 20 (2008)	テーマ：「措置」「契約」ガイドラインについて、「施設として行う TEACCH プログラム」について 講演会：「性的問題行動のある児童養護施設等入所児童への援助プロジェクト」
平成 21 (2009)	テーマ：被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、就労支援について 事例検討会（行動障害、脱衣露出） 講演会：「アセスメントとジェノグラム」
平成 22 (2010)	テーマ：障害者自立支援法・児童福祉法改正について、（施設内）虐待・不適切な対応について 愛の集い学園（奈良）施設見学
平成 23 (2011)	テーマ：障害者自立支援法・児童福祉法改正について
平成 24 (2012)	テーマ：児童発達支援管理責任者について、大阪府「障がい児施設入所者地域移行促進事業」を受けて 第 4 回年齢超過児実態調査

がい児施設の周辺に参入してきた。支援費制度によるニーズを重視した施策から、ニーズとサービスの調整ありきとした障害者自立支援法への法改正に伴い、三障がいの一元化、次々に出される政省令、後手にまわる行政説明、煩雑な届出書類などによる事務量の増加で、多くの施設が疲労感を体感した。

社会福祉基礎構造改革による「変化」は、増大する高齢者福祉施策を量的に拡充させ、一定の改革を遂げ、街中にケアホームやヘルパーステーションなど社会福祉が身近に(あるものと)なり、社会福祉が広く一般的なものになったことが生活者目線でも感じられ、社会福祉が自然に語られるように「変化」した20年ともいえる。障がい者施策についても20年前と比べると事業(サービス)の種類が増え、一定の効果を生み、広く「一般的な福祉」が定着してきた。

しかし、従来からあった「一部の人の福祉(救護施設、母子生活支援施設、児童養護施設等)」については社会問題の縮図といった深刻さを増し、特に都市部において増加傾向を示し、ケースワークを行なう上で、社会病理的な多問題が凝縮され、障がい児(入所)施設に深刻な影響を及ぼしている。

糸賀一雄氏(びわこ学園創始者)の最後の講義の中に「今日では児童精神医学的配慮を必要とする自閉症児の問題が児童福祉の分野で施設処遇の対象として論じられるようになってきている。私たちはここで、これらの動向の底を流れている一つの考え方に気付かざるを得ない。(中略)単なる収容的な機能からしだいに脱皮して新しく『療育』という近代的な又は現代的な課題と…」とある。今から45年も前に児童精神医学的配慮、新しく近代的な療育を、と関係者に呼びかけられた。糸賀氏の言葉を噛み締め、過去を検証して未来への実践と提言として

考えてみたい。

障がい児(入所)施設として、この20年間もっと積極的に取り組まねばならなかった、要保護児童福祉としての建て直しを図らなければならない。

障がい児施設は平成8(1996)年から社会援護局の所管となり、児童相談所を通して措置入所してくる高度な専門性を要する業務も担っていることから、雇用均等・児童家庭局上の子ども家庭福祉の一翼となるのだが、ひとつの施設種別に対して、ふたつの部局がまたがる事態が17年間続き、障がい児(入所)施設として全体的な妥当性を保ちにくい矛盾を抱えたものにした。

障がい児支援を見直す検討会、社会的養護の課題と将来像、要保護児童対策地域協議会、児童発達支援管理責任者等、それぞれに出される事柄が、障がい児(入所)施設として全体的な妥当性を一元化できない構造を早急に改めることが望まれる。

困難なケアの本質的な「変化」を障がい児、そして親、家族の問題として捉えてみると、次のような課題がある。

- ①自ら(助けを)訴えることができない、または孤立化して訴えようとしないケースワーク上の難しさ
- ②地域社会のつながり、調整力が劣えた中で、親、家族が社会生活上の困難を抱えこみ、離婚、再婚、複雑な家族構成、親として未成熟、親族関係の不和、社会的に孤立、経済的貧困、偏った子育て観、被虐待歴の影響、精神的に不安定又は精神疾患、人格障がいの疑いなど多問題化、重層化。
- ③(②と相関して)処遇困難ケースについて、自閉症・行動障がい関連型に加えて、生後すぐ乳児院に要保護されるなど母子間の愛

着形成期の問題から派生している愛着障がい、発達障がい、解離など複合的なトラウマ性発達障がい、特定されない極度のストレス（DESNOS）といった脳科学の進歩、精神保健医療の細分化等「医療」先端研究から明らかになってきた領域から「心の発達・感情の発達」といった高度な専門性を施設ケアの実践に取りこんでいくなど。取り扱わなければならない障がいの範囲、対象が広がっていること。

- ④要保護児童、措置入所という制度は「行政の権限の発動」と「親、保護者との良好な関係」を基盤とする「援助」という相矛盾する構図であり、児童福祉法 28 条での対応や、都市部の障がい児（入所）施設での委託一時保護の増加という現象も引き起こしている。

\* \* \*

施設措置により、児童虐待問題が解決する訳でなく、施設ケアをはじめていく中で新たな問題が次々と惹起するケア上の困難さについて、障がい児施設として取り組んでいかなければならない課題と考える。障がい児施設として第三者評価を受審することや障がい児施設として運営指針を作成していくことについては他の各児童福祉施設種別より遅れを取っている。

今後、障がい児施設は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設と一体とした施設体系の再編により、社会的養護全体の環境を再整備することで、障がい児（入所）施設の未来への展望が開かれるものとする。

## （2）障がい児通園施設

### ■ はじめに

障がい児通園施設に関する部会・分科会は、職員の資質向上に向けての研修会、施設見学を柱に、実践の交流などの活動を行なうとともに、

各施設の状況調査などにも取り組んできた。

### ■ 通園施設のあり方についての検討

平成 5（1993）年以降、乳幼児の健診体制の充実に伴う早期発見に対応する早期療育の充実や地域療育システムの確立、地域療育ネットワークの形成等が求められ、これからの通園施設のあり方についての検討が開始された。

平成 8（1996）年 1 月、「三種別通園懇話会」によって「発達支援センター構想」が提案された。障がい種別にかかわらず地域で適切な支援が受けられるシステムの構築などが示され、全国的な議論へと発展していった。

国の施策としては、この後、平成 10（1998）年に「相互乗り入れ」制度や保育所や幼稚園との併行通園制度などが厚生省から打ち出された。

一方、療育現場においては、学習障がいや広汎性発達障がいなど障がいに関する概念が出され、支援方法についても TEACCH プログラムなど新たな知見が紹介されるなど、より専門性の高い支援が求められるようになった。

### ■ 障害者自立支援法の成立

平成 15（2003）年支援費制度が開始され、障がい児支援では児童デイサービス等が対象となった。通園施設は、対象とならなかったが、これまでの措置制度から利用契約制度へと大きな変化のうねりが始まった。

平成 17（2005）年障害者自立支援法案が閣議決定された。障がい児支援について広く議論や検討がなされておらず、これまでの措置から契約へ、応能負担から応益負担へ、給食費の自己負担、月払いから日払いへと障がい児家族の実態や施設運営に大きな負担を強いる内容に関係団体から反対の声が上がった。

児童通園分科会としては、近畿各施設への情報提供を行なうとともに各施設からの声を集約

し中央へあげていった。

平成18(2006)年10月障害者自立支援法が完全実施され、障がい児支援も自立支援給付制度に組み込まれることになった。実施後の利用者負担や施設経営の影響について近畿地区の施設協議会と連携してとりまとめ、現場の声を中央にあげるとともに、改めて通園施設の専門的役割等についても議論を行なっていった。

### ■ 障がい児通園施設から児童発達支援センターへ

障害者自立支援法施行3年後の見直しの中で、障がい児支援の見直しについて示された児童通園施設に関しての主な概要は、利用者負担の見直し(応益負担から応能負担へ)、相談支援の充実、障がい児支援の強化であった。障がい児支援の強化の内容については、障がい種別で分かれている施設の一元化及び実施主体を都道府県から市町村へ移管する等であった。

「発達支援センター構想」が提案されてから10年以上経過し、ようやく国が示した障がい児支援の見直しに対し、大いなる期待と不安をもって、その詳細が明らかになるのを注視していった。通園施設分科会としては、情報収集したことを各施設に情報提供していくとともに施

設長会での情報交換などを行なった。

平成24(2012)年4月改正児童福祉法施行を前にして、障がい児支援の強化について示された内容は、障がい児支援を児童発達支援として児童福祉法を根拠として再編し、通園施設を児童発達支援センター、児童デイサービスを児童発達支援事業と改め、放課後等デイサービスが新設された。さらに、児童発達支援センターには、障がい児相談支援と保育所等訪問支援という地域支援の機能が施設機能に横付けされた。

通園施設の一元化については、障がい児通園施設が、福祉型児童発達支援センター、肢体不自由児通園施設は、医療型児童発達支援センターとして種別の違いは残す形となり「児童発達支援センター構想」における、一元化の実現には至らず、今後の課題と言えよう。

平成24年4月改正児童福祉法が施行され、現在も施設機能整備のために追われている施設も少なくない。通園分科会として各施設の状況調査の実施や施設長会での情報交換などを行ない、問題点を集約していく必要がある。また、これからの障がい児支援の未来を見据えて、障がい児支援のあり方、施設のあり方について、議論をしていかなければならないと考える。

年度	活動内容
平成5 (1993)	定例会：活動方針について、症例報告、進路相談について 施設見学：淡路こども園、豊中市立あゆみ学園
平成6 (1994)	定例会：活動方針について、保健関係研修、保護者対応について、進路指導について 施設見学：姫島こども園、大阪市立聾学校、京都府立向日が丘養護学校、堺市立つほみ園 講演会：「知恵遅れ児に対する感覚統合訓練法について」「言語発達チェックとその指導」 「兵庫県南部地震の恐怖体験に起因する児童の精神的諸問題と対応について」
平成7 (1995)	定例会：活動方針について、保健関係研修、進路指導について 施設見学：京都洛西愛育園、宝塚市立療育センター、生野こどもの家 講演会：「コミュニケーションからみた障害受容」「今後の通園施設のあり方」 「通園施設における医療、看護の役割」



年度	活動内容
平成 8 (1996)	定例会：活動方針について、保健関係研修 施設見学：桃花塾、豊中市立あゆみ学園、東大阪療育センター、西宮市立わかば園 講演会：「強度行動障害とは」
平成 9 (1997)	定例会：活動方針について、ケース検討 施設見学：キンダーハイム、大和川学園、大阪市更正療育センター、姫路市総合通園センタールネス 花北、奈良仔鹿園 講演会：「自己決定権の主張」 「学習障害児の発達理解と指導のポイントについて」
平成 10 (1998)	定例会：活動方針について、情報交換、事例報告 施設見学：知的入所更生施設太平学園、箕面市総合保健福祉センター（あいあい園他）、難聴幼児通 園施設ゆうなぎ園 講演会：「運動発達について」「学習障害児の指導のポイント」「ケースワークを学ぶ」
平成 11 (1999)	定例会：活動方針について、情報交換、事例報告 施設見学：大阪府立盲学校、大阪市立聾学校 講演会：「話しことばを育てる」 「地域歯科診療における障害者歯科」
平成 12 (2000)	定例会：活動方針について、実践交流 施設見学：都島こども園、奈良仔鹿園、守口市立わかすぎ園 発達支援部会合同研修：「施設サービス共通評価基準について」
平成 13 (2001)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：淡路こども園、大阪府立松風園、キンダーハイム、東大阪療育センター、姫路市総合通園 センタールネス花北 発達支援部会合同研修：「支援費制度における施設サービスのあり方」
平成 14 (2002)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：岸和田市立ピーススクール、寝屋川市立療育・自立センター、都島こども園、京都市立む くの木学園 発達支援部会合同研修：「虐待について」
平成 15 (2003)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：京都洛西愛育園、わかさ愛育園、吹田市立杉の子学園、こどもデイケアいずみ第2、守 口市立わかすぎ園 講演会：「療育に生かす保育とは」
平成 16 (2004)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：堺市立第1、第2もず園、岸和田市立ピーススクール、キンダーハイム、豊中市立あゆみ 学園、東大阪療育センター 発達支援部会合同研修：「短期入所事業の施設間ネットワークについて」

年度	活動内容
平成 17 (2005)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：淡路こども園、奈良仔鹿園、京都洛西愛育園、大阪府立高槻養護学校 発達支援部会合同研修：「児童通園施設の発達・生活支援のありかたについて」
平成 18 (2006)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：大阪自閉症センター 実践報告会：「個別支援計画について」 講演会：「自立支援法の動向と子ども達への支援について」
平成 19 (2007)	定例会：活動方針について、情報交換、施設見学の振り返り 施設見学：東大阪療育センター、寝屋川市立あかつき・ひばり園、奈良仔鹿園、姫路市総合福祉通園センタールネス花北、吹田市立こども支援交流センター杉の子学園
平成 20 (2008)	施設見学：大阪市更正療育センター、大阪府急性期・総合医療センター、高槻市立うの花療育園 講演会：「乳幼児期から成人期を通じた支援」
平成 21 (2009)	施設見学：枚方市立杉の木園、門真市立くすのき・さつき園 講演会：「この子らを世の光に」 「草創の先輩方に学ぶ」
平成 22 (2010)	定例会：年間方針について、情報交換 施設見学：児童デイサービス an、東大阪療育センター 講演会：「発達障害児の発達の理解」 「ことばの発達のとらえ方と支援のポイント」
平成 23 (2011)	定例会：年間方針について、個別支援計画について情報交換 施設長会：児童福祉法改正に向けて情報交換 施設見学：姫路市総合福祉通園センタールネス花北 講演会：「広汎性発達障害児の理解と支援について」 「安心して暮らす生活を目指して～22年間の実践から～」
平成 24 (2012)	定例会：年間方針について、情報交換 施設長会：情報交換 施設見学：豊里学園、こどもデイケアいずみ 講演会：「子どもとの日々の関わりから実践記録へ」

## 2 障害者支援施設部会

### ● 障害者支援施設部会の系譜

現在の障害者支援施設部会は施設入所支援サービスを行なっている事業所を中心に構成される部会だが、平成6(1994)年時点では、この部会の源流といえる精神薄弱者更生施設部会と精神薄弱者授産施設部会は、いずれも入所だけでなく通所の施設もともに部会を構成していた。

その上で、精神薄弱者更生施設部会の中では入所グループと通所グループに分かれての活動も行なっていた。本節では、この時期の精神薄弱者更生施設部会の活動は、通所も含めて記載している。その後この2グループは、平成10(1998)年に入所施設による更生施設部会と、通所施設による通所更生施設部会に、それぞれ部会として分離独立した。後者の通所更生施設部会の活動は、次節の日中活動支援部会等に連なる活動として、次節で解説している。また、同じ平成10年に、精神薄弱者授産施設部会は授産施設部会に名称変更した。授産施設部会は、平成11(1999)年度中までは入所・通所ともに活動していたので、本節で1部会の活動として解説する。

平成12(2000)年は大阪福祉協会の部会組織を再編した年であり、更生施設と授産施設が属する部会も再編となった。更生施設部会と授産施設部会を廃して、更生施設部会に属していた入所更生施設と、授産施設部会に属していたうちの入所授産施設で、新たに生活支援部会を組織したのである。その生活支援部会の中では、更生施設分科会と授産施設分科会が設けられた。本節でも2分科会に分けて解説しているが、平成15(2003)年度からは、大阪府による入所授産施設自体の見直しに伴い授産施設分科会独自の活動は行わないこととしたため、生活支援部会全体での活動となった。その後、平成24(2012)年の部会再編で、生活支援部会から日中系サービスの事業所を除き障害者支援部会として再編した。

### (1) 精神薄弱者更生施設部会からの流れ

精神薄弱者更生施設・知的障害者入所更生施設から障害者支援施設へと変化したこの20年を振り返ると、措置制度から支援費制度の導入、その後の障害者自立支援法への変遷と、大きな節目を過ぎた期間であったといえよう。

大阪福祉協会を通じた活動として、特に措置制度から支援費制度への過渡期には、近畿地区の知的障がい者事業所に対して報酬シミュレーションなど詳細な情報を含めた研修会が神戸で開催され、多くの協会加盟施設の職員が参加した。この時期には、部会での情報交換も、制度変更による対応変化や経営面での影響について

の話題が中心となっていた。

また、この頃は各施設が大幅な収入ダウンを想定しており、職員給与の見直しなどが多くの施設で実施された頃でもあった。

平成18年頃には、障害者自立支援法施行とあわせて新法移行だけでなく現行の施設体制の維持も含め検討してもらいたい趣旨の意見書を提出するなど、制度改正にあわせた改善案や意見を、部会から大阪福祉協会を通じて訴えた。また、日本福祉協会等からの情報発信も頻繁で、細やかな情報が多く届けられた。

こういった変革期に、大阪福祉協会が核になり情報拠点としての機能を発揮していたといえる。

また、大阪の施設で利用者に対する不適切な対応が問題になったことに対しても、当該施設への視察をはじめ、各施設が今後このような事態に陥らないよう『障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル』を作成するなど現状の問題を直視し、課題克服に対する取り組みとして活動できた。

この流れは、各施設が抱える課題解決にむけての取り組みとして、「施設訪問コンサルテーション事業」の実施など障がい福祉サービス事業所への一助として続いている。

この他にも、個別の契約となり個別支援計画の重要性が求められてきた時期には、各講師を迎えて「個別支援計画の立案」についての研修が行なわれ、支援の質向上に向けての取り組みがなされてきた。

触法知的障がい者問題にも、海外での対応を含め専門の講師を招いて研修の機会をつくり、今後の検討課題として真摯に受け止める機会となった。

この他にも、短期入所や地域移行への取り組み、自閉症・強度行動障がいを含む対応困難事例に対しての情報交換など、現場感覚に即した意見交換が協会や部会を通じて活発に行なわれてきた。

部会活動の大きな役割として、脈々と続くものに職員育成の取り組みがある。

各施設より幹事職員を派遣いただき、討議や施設見学などを実践し、同じ支援現場に勤めるもの同士が、意見を交え、討議を重ねることにより自らが考える力を育てる場として、その意義を深めているのではないだろうか。各施設の幹事職員は、施設見学や討議を通じて見識を広げ、今後の障がい者支援の向上に努めていただきたい。

今後、知的障がい者支援については、障害者

総合支援法の施行を迎えまだまだ予断を許さない状況が続く。今道会長や杉崎会長が協会活動をひっぱってこられた頃から比べると、各施設とも事務や支援対応に忙殺され余裕がなくなりつつある。

各部会活動においても、参加者（施設）が少なくなってきたおり、参加したくても施設での業務に追われて参加できない実情も感じる。

現代は、インターネットなどの普及により情報はリアルタイムで受け取ることができる時代となった。だからこそ、人が集い生きた意見や情報が必要である。

そういったこともふまえ、協会活動が生きた情報交換の場であることを願い、今後とも発展することを期待する。

#### 平成6（1994）年度 \*精神薄弱者更生施設部会

「重度化」をテーマに、グループ討議と施設見学を行なった。

《入所グループの活動》

事例報告・事例検討。

《通所グループのサブテーマ》

- ①地域で暮らしていくために
- ②有効期限の問題
- ③性について
- ④事例報告から問題行動の改善と処遇技術の向上

#### 平成7（1995）年度 \*精神薄弱者更生施設部会

前年度に引き続いて「重度化」をテーマとし、グループ討議と施設見学を行なった。

《入所グループの活動》

「施設生活のサービス向上」について討議（余暇活動・施設での特色あるサービス・外出支援など）。

《通所グループの活動》

「行動障がい」「ナイトケア」について討議。

《入所・通所合同グループの活動》

「入所・通所が連携してできること、していく必要のあること」について討議。短期入所の拡充や通所施設の実習的利用制度の確立が課題としてあがる。

**平成 8 (1996) 年度 \*精神薄弱者更生施設部会**

テーマは、「強度行動障がい児・者への対応」「高齢化に向けた取り組み」「性の問題」(以上、入所グループ)、「保護者とのかかわり」(保護者との信頼関係の構築・保護者サポート・本人の自己実現・将来展望の構築。以上、通所グループ)であった。

《入所グループの活動》

- ①医療機関との連携や施設での世代の混在にまつわる課題、入院や保険などの取り扱い
- ②人権擁護の課題
- ③利用者の性をどうとらえ、受け止めるか

《通所グループの活動》

重度の利用者のカリキュラム編成で作業支援について、利用者の特徴に配慮したグループ編成・補助具の工夫などについて討議した。

《入所・通所合同グループの活動》

短期入所の手続きの簡素化や、通所施設での入所施設からの実習受け入れを検討。

**平成 9 (1997) 年度 \*精神薄弱者更生施設部会**

テーマは前年度から継続。

《入所グループの活動》

- ①強度行動障がいに対応した TEACCH・ジェントルティーチングの実践例
- ②高齢化にともない、帰省困難などの支援課題などを検討
- ③利用者の性をどうとらえ、受け止めるか

《通所グループの活動》

保護者とのかかわりや信頼構築などを考え検討する。

《入所・通所合同グループの活動》

施設連携をテーマに情報交換とネットワーク

作り。

**平成 10 (1998) 年度 \*更生施設部会**

「入所者の人権をどう守っていくのか」を主テーマとして討議した。

《活動内容》

QOL について、作業・食事・入浴の自由選択や施設の美化作業の実践例について協議。

**平成 11 (1999) 年度 \*更生施設部会**

「利用者の人権」を主テーマに、3グループでそれぞれ小テーマを設定し検討した。

《テーマと活動内容》

- ①居室の問題：個室化・人権上の配慮などでの検討
- ②無断外出を防ぐ対策と人権擁護：事例を通じて検討
- ③ハウスキーピング：衣食住の事例を検討

**平成 12 (2000) 年度 \*更生施設分科会**

社会福祉基礎構造改革の流れをふまえ、入所更生施設の将来的なあり方についての共通理解を深めるとともに、対人援助専門職としての対人援助技術の向上を図ることを目標とした。

3グループに分かれての課題別研究と、研修会を実施した。

《課題別研究》

- ①地域生活移行に向けての施設における援助：実践事例を通じて検討
- ②行動障がいの理解と対応：事例検討
- ③共通評価基準に基づき、各施設の援助の実際と今後のあり方について討議

《研修》

「地域移行に向けての施設における取り組み」「行動障害への対応～TEACCHプログラムに学ぶ自閉症の理解と支援～」「自閉症の理解と余暇活動」

**平成 13 (2001) 年度 \*更生施設分科会**

「社会福祉基礎構造改革」をふまえ、入所更生施設の今後のあり方、地域移行の展望や課題について研究・討議を行なった。

《課題別研究》

- ①余暇援助：ボランティアの活用やニーズ理解とアプローチなどを討議
- ②高齢者支援：現状での課題や実践を通じ、「機能低下・身体低下に伴うケア」「日々の医療的ケア」「施設ケアの見極め時期」などについて討議
- ③施設から地域生活移行への取り組み：地域生活の拠点をグループホームとし、施設での移行援助を課題に検討
- ④行動障がいへの理解と対応：事例検証から原因と対応を検討

《研修》

「入所更生施設の今後のあり方～大阪市北区就労支援ネットワークの取り組みを通して～」  
 「支援費制度における施設サービスはどうあるべきか～最新情報とその分析～」

**平成 14 (2002) 年度 \* 更生施設分科会**

「利用契約制度・支援費制度下における職員の専門性・入所施設のあり方」をテーマに討議し、措置から支援費・利用契約への移行に備えた。この年から、施設長懇談会を開始。

《課題別研究》

- ①施設から地域生活移行への取り組み：「施設と地域との繋がり」「個々へのアプローチ」「余暇時間の組み立て」などを中心に検討
- ②行動障がいへの理解と対応：行動障がい・自閉症などの事例検討を通じて検討
- ③高齢者支援：「高齢者の生きがい作り」をテーマとして実践事例を検討
- ④余暇活動：余暇活動の実践と課題を討議

《研修》

「社会福祉基礎構造改革と職員の専門性」

「支援費制度のもとでの入所施設の役割」

**平成 15 (2003) 年度 \* 生活支援部会**

この年から更生施設分科会と授産施設分科会の活動を統合し、生活支援部会として活動した。

支援費制度・利用者契約制度実施初年度であり、「利用者主体の支援」「地域での暮らしの支援」「質の高いサービスの提供」をテーマとした。

《課題別研究》

- ①サービス評価：サービス評価基準をもちいた自己評価を取り入れた取り組みや、マニュアル作成を通じた組織的な意思の統一形成などの課題や実践を検討
- ②地域移行：各施設での状況報告と見学、課題検討を行ない移行後の就労支援や課題の多い利用者の地域移行について討議
- ③人権擁護：施設見学を通じて各場面での人権擁護についての視点で検証し討議
- ④個別支援計画：個別支援計画について各施設での作成時の課題や視点を整理し、研修等を通じその意味や方向性を探った

《研修》

「個別支援計画の書き方とその要点」

「支援費制度における評価事業について」

「入所施設から見た人権擁護」

**平成 16 (2004) 年度 \* 生活支援部会**

テーマは前年度から継続。課題別研究の課題も継続とした。

《課題別研究》

- ①サービス評価：一部職員が実施していたサービス評価を現場職員の視点から検証することで意味や意義を掘り下げて検証
- ②地域移行：問題行動による地域移行困難事例について、他府県事例の報告などを通じ検証。海外事例なども研修を通じ検討
- ③人権擁護：各施設の自慢できるところを通じて、人権擁護の観点を検討。今後の社会福祉

構造への不安もきかれた

- ④個別支援計画：具体的な書式の検証やその意義や必要性を検討。今後の制度から求められる個別支援計画の意味を討議

《研修》

「スウェーデンにおける脱施設化後の地域生活支援の仕組みと内容～日本的な地域生活支援の方向性を探る～」

「知的障害者施設におけるサービス評価～サービスの質・質を支える職員～」

「入所更生施設の責務と今後の展望～その後について～」

「個別支援計画の書き方」

#### 平成 17 (2005) 年度 \*生活支援部会

18 年度から施行される「障害者自立支援法」と障害者福祉制度改革をふまえ、制度改革の内容と新事業移行を見定めた活動とした。

課題別研究は、障害者自立支援法における「職住分離」「地域生活移行推進」という入所施設の新たな機能をふまえ協議を行なった。

法施行にあたり、施設長会を数多く開催した。

《課題別研究》

- ①日中活動：各事業所の日中活動を参考に、障害者自立支援法による日中活動のあり方や課題なども検討
- ②地域移行：利用者主体であることを確認、実情や今後の移行に向けての課題などを討議
- ③生活支援：ナイトケアや休日余暇・外出などでの支援のあり方や個別支援計画の模擬策定など

#### 平成 18 (2006) 年度 \*生活支援部会

障害者自立支援法での、新事業移行の課題点・情報交換・協議を行なった。

近畿地区知的障害者施設協会生活支援部会施設長会議で、「障害者自立支援法と事業者経営～旧事業体系単価と新事業体系単価の差をどう

読むか～」について議論された。

《課題別研究》

- ①生活支援：障害程度区分のとらえ方や課題を議論。入所利用者の権利擁護や個別支援のとらえ方も討議
- ②地域移行：地域移行の各事業所の実情を把握できた。障害者自立支援法に対する対応はまだばらつきがみられる
- ③生活支援：日中活動の現状報告を通じて、入所施設として自分の所属施設の課題を見直す機会になった。また、会場施設として職員を受け入れることも、同じくセルフチェックの機会でもあった

#### 平成 19 (2007) 年度 \*生活支援部会

障害者自立支援法の見直し論議に対応して、新事業移行・情報提供を施設長会を中心に討議。職員の課題研究では実践ベースでの検討を深めた。

また、部会所属施設による虐待事案が明らかになり人権・利用者支援など多面的に重点課題として協議検討した。

近畿地区知的障害者施設協会生活支援部会施設長会議で、「施設入所支援の機能～自立支援法の見直し議論を通じて～」について議論された。

《課題別研究》

- ①生活支援：各事業所の実践事例や日課の流れなどを検証し、あるべき生活支援の今後を検討
- ②日中活動支援：各事業所の実践事例を中心に余暇支援などを検討。施設長講師を招いた講演や、各職員の意見交換
- ③地域移行支援：地域移行の課題を明確にすることができた。本人・家族の理解等、地域移行への条件についても討議

《研修》

「障害者福祉をめぐる動きと福祉職員に求められるもの」

「障害者福祉をめぐる動きと入所更生施設職員に求められるもの」

**平成 20 (2008) 年度 \*生活支援部会**

メールなどを通じて日本福祉協会からの情報配信などを行なった。

《研修》

「地域移行について」

「触法行為を伴う知的障害のある人への支援」

**平成 21 (2009) 年度 \*生活支援部会**

障害者自立支援法における新事業体系への移行と入所施設の役割と機能について検討した。

また、支援職員を中心とした幹事会を定期開催し、利用者支援に関わる実践的な課題検討を行なった。

《施設長会議》

施設間での情報共有や行政の動向などを検討し、研修等も実施した。

①視察報告「ノースカロライナ州アルバマールにおける行動障害を伴う自閉症者支援（グループホームおよび日中活動支援について）」

②近畿地区生活支援部会「障害者自立支援法の評価と新しい施設入所支援の機能と役割」

《幹事会》

「地域移行支援」「利用者の高齢化への支援」

「音楽療法」をテーマに、施設見学を含め検討・実施した。

**平成 22 (2010) 年度 \*生活支援部会**

《施設長会》

テーマは「虐待問題」「事業移行について」「施設の役割」「リスクマネジメント」など。特に大阪での施設における虐待事件の問題の頻発について各施設長とも関心が高く、上記の課題を含め討議を行なった。

《幹事会》

虐待事案が大阪で頻発したこともあり、『障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル』等を活用し、虐待を定義・発生原因・防止策などの観点から検証・討議した。

**平成 23 (2011) 年度 \*生活支援部会**

《施設長会》

テーマとして「虐待問題」「事業移行について」「施設の役割」「リスクマネジメント」などがあがるが、特に大阪の施設における虐待事件の問題の頻発について、各施設長とも関心が高く、上記の課題を含め討議を行なった。

《幹事会》

支援員として身近に課題として感じていることを共有し、討議することで認識を深めスキルアップにつなげた。また、施設見学などを通じて見聞を広げた。

**平成 24 (2012) 年度 \*障害者支援施設部会**

《施設長会》

アンケートを実施し、各施設が抱える諸課題を確認した。それらを要約すると、

- 人材育成（人事評価、採用状況、定着率）について
- 虐待防止法及び不適切対応や困難事例の対処について
- 利用者の高齢化に伴う対応や医療の問題について

等があげられ、今後の施設長会議のテーマとしてじっくり意見交換していく方向性を皆で確認した。

2年目に入った大阪府の「障がい児者施設サービス改善派遣事業」について、府担当者等と意見交換を行なうなど、各回とも多くの出席があり6回開催した。

《幹事会》

職員間交流とグループセッションを中心に、支援の現場で感じている様々な事柄につ



いて討議し、皆で情報共有に努めた。

3班に分かれ、高齢者支援をしている施設、多機能型施設、特別支援学校へ見学を行なった。

## (2) 精神薄弱者授産施設部会からの流れ

平成6(1994)年にさかのぼると、当時の授産施設の動きやあり方に大きな影響を与えたのは、平成4(1992)年4月に答申された全国社会福祉協議会・授産施設協議会(現全国社会就労センター協議会)の「授産施設制度改革の基本提言」と同7月に厚生省から出された「授産施設のあり方検討委員会の提言」である。

根本的に従来の授産施設を検討し直して革新的な方向性を打ち出した両提言は、「就労自立への機能訓練の強化」「時間短縮の取り組みと生産性の向上」「工賃の引き上げと経営の近代化」「授産施設の整備と相互利用の推進」「職住分離と地域生活の援助システムの確立」を、基本的に提起したといえる。

この時期の授産施設部会の活動を振り返ると、以下のようになる。

### 平成6(1994)年度 \*精神薄弱者授産施設部会

新規加入の2施設を含め33施設の大所帯となり、授産施設に対する制度や処遇のあり方の見直しはもとより、次代につながる社会資源作りに役立つような情報の発信が行なえるようにした。

### 平成7(1995)年度 \*精神薄弱者授産施設部会

1泊2日の職員研修を金剛コロニーで実施し、通所施設の職員にとってはナイトケアを体験できる研修となり、それとともに職員間の交流にもなり有意義なものになった。

### 平成8(1996)年度 \*精神薄弱者授産施設部会

施設における重度者処遇の事例研究を柱としてケースカンファレンスを実施した。

この年度からスタートした、大阪府授産事業

振興センターによる共同受注等の課題について検討した。

### 平成9(1997)年度 \*精神薄弱者授産施設部会

「働くことを含めたトータルな生活支援」をテーマに部会活動を行なった。具体的には後見支援センターの取り組み、箕面ライフプラザにおける医療を含めた総合的支援、身体障害者更生相談所や育成会事業等の研修を実施した。

### 平成10(1998)年度 \*授産施設部会

知的障がいの授産に限定せず幅広い分野での研修を行ない、福祉工場・更生施設・身体障がい・精神障がいにかかわる援助を含め、また、グループホームや就労支援、自主製品の開発などを課題にした見学・研修を実施した。

### 平成11(1999)年度 \*授産施設部会

前年度に引き続き、より大きな視野で活動を行なった。更生施設や身体障がい者施設等、他種の施設や障がいに関わる援助なども含めた研修を実施し、あわせて通勤寮などの生活施設や就労支援、自主製品の製作現場等を見学した。

### 平成12(2000)年度 \*授産施設分科会

授産施設部会を構成していた入所・通所授産施設が、生活支援部会の授産施設分科会と日中活動支援部会の通所授産施設分科会に分かれて活動することになり、府立の3施設のみで授産施設分科会を形成することとなった。

府立3施設は以前から課題研究を行なってきた経緯があり、その中のひとつのテーマである「就労支援」を分科会の課題として取り組んだ。

また、「トライアングル(泉州、南河内、北摂)研修会」を実施し、入所授産施設の役割等の研修を行なった。

### 平成13(2001)年度 \*授産施設分科会

府立3施設の地域福祉相互支援体制の確立のため、現状と課題の調査・検討を行なった。

また、通所授産施設分科会との合同研修会「自

主製品などの販売に於けるリスクマネジメント」を開催した。

#### 平成14(2002)年度 \*授産施設分科会

支援費制度への移行準備や、利用者の地域移行の方向性を探ることを中心課題として取り組んだ。

また、更生施設分科会と合同研修会「社会福祉基礎構造改革と職員の専門性」を開催した。

\* \* \*

15(2003)年度以降は、先述の通り授産施設分科会独自の活動はせず、生活支援部会で更生施設分科会と合同で活動を行なうことになった。

### (3) 大阪府における入所授産施設の終幕

平成6(1994)年度の大阪福祉協会の事業計画を開いてみると、入所授産施設は大阪府立砂川厚生福祉センターいずみ寮(定員50人)、大阪府立金剛コロニー[けやき寮(定員120人)・ひのき寮(定員120人)・若松寮(定員50人)]、そして大阪府立明光ワークス(定員70人)で、全て大阪府立であった。

この府立の入所授産施設は、地域福祉サービスが整備されるのと並行して、ノーマライゼーションの理念のもと入所者の意向に沿った地域での生活への移行を推進し、定員削減などの改革を実施した。その結果、平成21(2009)年度末までに入所授産施設としての役割を終えた。

全国で入所授産施設が設立された昭和30年代から40年代(1960年前後)は、高度経済成長期の時代であった。当時の社会福祉制度といえば、障がい者が地域で生活するための支援サービスが十分とは言えない状態であり、入所施設に大きな期待が寄せられていた時期であった。自立困難な障がい者を長期間保護して安心

して生活を送れるよう、また、障がい者の自立を可能にするため、一貫した生活や就労に向けての訓練が実施できる大規模な入所授産施設が多数建設された。

国際的には1950年代(昭和30年前後)から障がい者が地域社会で普通に暮らすノーマライゼーションの理念が浸透しつつあり、「脱施設化」や「入所施設の解体」が叫ばれ、大規模入所施設は閉鎖されつつある時代であった。

日本では昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機にノーマライゼーションの理念が急速に浸透してくる。しかし、昭和40年代と同じように地域福祉サービスなどの社会資源は希薄な状況であった。また、一人ひとりの障がい者に適切にサービスを提供する支援システムも確立されているとは言えなかった。施設入所が福祉サービスの中心であった。

平成の時代(1990年代)、バブルの崩壊とともに日本は低成長期の時代に入り少子化や超高齢化の課題が国民を不安にさせた。増大し続ける社会保障・社会福祉への税金の投入抑制、また、国民の多様な福祉ニーズに応えるため、国は平成10(1998)年に「社会福祉基礎構造改革について」(中間まとめ)を発表し、戦後約50年続いた、措置制度等の抜本的改革の方針を提示した。

このような情勢を受け、同時に厳しい財政状況にあった大阪府においては、府立3施設を含む府立施設のあり方検討が行なわれ、施設の民営化等の再編整備を進めることになり、府立の入所施設は廃止されることとなった。平成7(1995)年度以降の大阪府の入所授産施設の変遷を国・大阪府の施策や大阪福祉協会の活動報告から追ってみる。

平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が発表された。サブタイ

トルにもノーマライゼーションが明記され、日本でもノーマライゼーションの理念が重要視されていくこととなった。また、障がい者が地域で共に生活するための住まいの確保、ライフステージに応じた社会参加の促進、生活の質(QOL)の向上などの方針が示され、地域福祉サービスの具体的な展開や自立を促進するための基盤整備が示されたのである。

しかしながら、入所授産施設では国の施策が示される前から、ノーマライゼーションの理念に沿った地域での生活に向けた取り組みが既になされていた。就労自立、グループホーム、アパート生活、家庭復帰等を目指す施設独自の地域生活体験ホームであった。これらの取り組みは、平成元(1989)年にグループホームが制度化される以前から実践されてきたことである。

平成8(1996)年度の国予算は地域生活重視の予算編成であり、在宅障がい者(児)とその家族の地域における生活支援を行なう、障害児(者)地域療育等支援事業が開始された。当協会もグループホーム研究委員会、地域療育支援委員会を設置し地域福祉の充実に取り組んだ年度であった。

在宅福祉サービスの整備が進んでこそ、入所授産施設から地域生活への移行が進むことは、グループホームの国庫補助対象数も940件と

平成5(1993)年度の約2倍となった数字にも表れている。

平成10(1998)年12月に大阪府は「府立社会福祉施設のあり方について」を発表した。

砂川厚生福祉センターは、

- ①民間での対応が困難な強度行動障がい者や社会関係障がいを支援する施設に再編する
  - ②民間で対応可能な分野は民間に移行する
- 金剛コロニーは、
- ①定員規模を含めてそのあり方を見直していく
  - ②民間で対応可能な機能については、府域の各圏域に機能を分散する方向

という内容であった。現在の砂川厚生福祉センターと金剛コロニーのあるべき姿が示された。

平成12(2000)年6月の社会福祉基礎構造改革に沿って社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、措置制度から契約制度への移行、対等な関係、地域福祉権利擁護、苦情解決制度の導入が盛り込まれた。この頃になると、障がい者の地域での生活をバックアップする各種相談事業や就労支援などの在宅障がい者支援サービスも大きく飛躍してきた。

一方入所授産施設では、退所者の生活保障に向け、入所者の企業実習や退所者の就労定着支援に力を入れていた。大阪府では在宅の障がい者が安心して長く働きたいというニーズに応えるべく、大阪府障害者雇用支援センターステッ

## 大阪府の施策の流れ

平成15(2003)6月	「府立施設のあり方検討会」 ・知的障害者更生施設の地域展開 ・利用者の状態にあった施設種別への転換
平成17(2005)6月	大阪府障がい者地域移行支援センター事業開始
平成19(2007)1月	「府立知的障がい者(児)大規模施設の再編について～障害者自立支援法を踏まえた府立施設の再編整備方針について～」 ・利用者の地域生活への移行を積極的に促進

プアップ事業が開始された。大阪福祉協会でも、社会福祉基礎構造改革を受けて先述の通り府立3施設の入所施設で1分科会を構成した。

府立3施設では、将来構想を検討する再編整備検討会議がこの時期から活発になってきた。

平成13(2001)年、大阪府の赤字財政がクローズアップされ、「大阪府行財政計画(案)」では民間で対応可能な分野は、順次、民間に移行するとされ、府立としての3施設の存在意義を明確にすることが求められた。

平成14(2002)年度、大阪福祉協会の活動のキーワードは「自立・地域生活」で、各分科会の報告では「施設が主体の福祉サービス提供から地域での生活を主流に…」 「入所施設は地域生活のサポート役に…」 「入所機能は緊急避難、再訓練の場の位置付け…」 などの文言が記載されている。また、「生活の質」が重要視される中、入所施設は「集団生活でプライバシーが欠如している」「同一日課で個人が尊重されていない」「入所機能は緊急避難、再訓練の場と位置付けては」などの文言が多く見受けられた。

また、国事業の「障害者就業・生活支援事業」が開始され、在宅障がい者の就業面と生活面の一体的な支援が始まったのもこの年度からであった。

平成15(2003)年1月に「砂川厚生福祉センターの今後のあり方」、同3月に「第3次大阪府障害者計画」、12月に「金剛コロニーの今後のあり方」が示され、利用者の地域生活への移行を促進し、大規模入所施設は段階的・計画的に解消し、地域に分散する方針が明記された。

砂川厚生福祉センターは、地域移行を促進し民間で対応困難な強度行動障がい者や社会関係障がい者支援施設に特化する。そして、知的障害者更生施設・救護施設の民営化、将来的には

授産施設は廃止する方針が示された。

一方、金剛コロニーは利用者の地域生活への移行を促進するため府内に小規模な入所施設を整備していく。さらに利用者の障がい状況に応じた施設種別への変更とともに、民営化に向けた整備を行なう方針が動き出した。このように大阪の入所授産施設は廃止の方向に向かっていくことになる。

そして、支援費支給制度の導入、国や大阪府の障害者基本計画、新障害者プランの策定によりノーマライゼーションやリハビリテーションの理念の実現に向け具体的な施策等が急速に進展し始めた。ホームヘルプやガイドヘルプ、ショートステイなどの在宅3本柱や他の在宅サービスの14(2002)年度から5年間の達成目標が示された。在宅サービスの整備とともに入所授産施設の利用者の地域生活への移行も進んでいくことになった。

6月には「地方自治法」が改正され、公立の施設の管理について民間法人も可能とする「指定管理者制度」がスタートした。

平成16(2004)年度、今後の障がい福祉施策について(改革のグランドデザイン案)では施設体系の再編が改革の要となっており、現在の障がい福祉サービスの体系が示され、入所授産施設のあり様の検討も大詰めを迎えていた。大阪府、砂川厚生福祉センター、金剛コロニーとの合同で入所者・家族に「近い将来、どこで生活をしたいか」などの生活に関する希望調査を、8か月を要して実施した。入所施設の利用者・家族も大きな意識の転換を迫られることとなった。

平成17(2005)年6月、大阪府障害者地域移行支援センター事業が開始され、入所施設から地域生活に約230名を目標に地域への移行が促進されるようになった。地域に入所施設か

らの受け皿となる拠点施設やグループホーム等の整備も本格化し始めた。

平成 18 (2006) 年度、障害者自立支援法が施行された。「職住分離」「地域生活への移行推進」の理念の下、入所授産施設は施設入所サービスとなり「日中活動支援」と「居住支援」に分かれた。また、施設入所サービスは重度の障がい者に限られるようになった。新事業体系(障がい福祉サービス事業所)移行までの経過措置を入れ、入所授産施設は 21 (2009) 年度末までに、それぞれの歩む道を決めなければならなくなった。

入所授産施設の利用者の地域生活移行者数が加速してくる。金剛コロニー全体では 15 年度・16 年度の地域生活移行者数はそれぞれ 23 人であったが、17 年度は 34 人、18 年度は 63 人と大きく飛躍する。

平成 19 (2007) 年 1 月、「大規模入所施設〔砂川厚生福祉センター、金剛コロニー〕の再編について～障害者自立支援法を踏まえた府立施設の再編整備方針(案)〕が発表された。平成

23 (2011) 年度末までに約 400 人の地域移行、府内各地域に拠点施設を整備、知的障害者更生施設の順次廃止をしていくことが示された。同 3 月には大阪府障害福祉計画で平成 23 年度末までの地域移行目標を平成 17 年 10 月の施設利用者の 20% (1200 人) 以上と明記した。また、施設入所者の削減目標を 7% とし、地域生活重視が打ち出された。ケアホーム・グループホームの見込み量も 6 万 8000 人となり平成 17 年度の 3 万 4000 人の約 2 倍に増加した。

砂川厚生福祉センターは平成 16 年度から 23 年度までに約 140 人を超える利用者が、大阪府立金剛コロニーでは平成 15 年度から 23 年度までに約 300 人の利用者がグループホームやケアホームへ地域移行していった。

入所授産施設は専門的なノウハウを駆使し、利用者の地域移行・自立生活を支え地域に社会貢献してきたが、「社会福祉基礎構造改革」から約 10 年、それぞれの使命を全うし以下のとおり姿を消していくことになる。

平成 19 (2007) 3 月	砂川厚生福祉センターいずみ寮休止 (平成 22 年 3 月に廃止)
平成 20 (2008) 3 月 4 月	金剛コロニーけやき寮廃止 明光ワークス入所定員を 70 人から 37 人に変更 (年度末に入所授産を廃止)
平成 21 (2009) 3 月	金剛コロニーひのき寮廃止
平成 22 (2010) 3 月	金剛コロニー若松寮廃止

## 3 日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会

### ● 日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会の系譜

前節で解説したように、平成9（1997）年度までであった精神薄弱者更生施設部会は入所施設と通所施設がともに構成しており、通所施設が通所更生施設部会として独立したのが、平成10（1998）年である。

この通所更生施設部会は、平成12（2000）年に、授産施設部会に属していたうちの通所授産施設とともに、日中活動支援部会を新たに構成する。日中活動支援部会は、さらにその中で通所更生施設分科会、通所授産施設分科会、福祉工場分科会を組織した。

平成24（2012）年の部会再編では、日中活動支援部会は存続するが、一部の事業所は新たに設置された生産活動・就労支援部会に移った。また、生活支援部会のうちの日中系サービスの事業所が、日中活動支援部会に加わった。

### （1）通所更生施設部会からの流れ

#### ■ はじめに

平成10（1998）年に、それまでともに活動していた入所更生施設と通所更生施設が2部会に分かれたのは、同じ更生施設といえどもその役割機能の根本的な相異により、おのずと運営上の課題や追求しなければならないテーマが大きく異なって、統一した研修テーマの設定が容易ではなかったこと、加えて通所更生施設の増加が著しく、そのため通所更生施設職員独自の研修テーマのニーズが高くなってきたことなどが背景にあった。

そこで、平成10（1998）年度以降は通所更生施設部会として部会内実施体制を整備して、部会活動に取り組んだ。平成10年度から15（2003）年度までの活動状況（内容）は以下のとおりである。

#### 平成10（1998）年度 \*通所更生施設部会

平成10年度は主に（最）重度とされる利用者への支援の内容、あり方などについて検討し、その現状と問題点などの把握に努めた。

①加盟（参加）施設における（最）重度者への取り組みの中身。

②（作業）工賃収益の利用者への還元のあり方。とくに（最）重度者の作業への参加の対応について。

③通所施設をとりまく様々な社会資源や事業の把握と、それら各事業の課題などについても、以下のテーマについて意見交換した。

- 地域社会と施設の交流の有無、そのありようなど
- 地域療育等支援事業の実情
- 巡回療育相談事業の実情
- 外来療育相談事業の実情
- デイサービス事業の実情
- 在宅障害者自活訓練事業（枚方市の独自事業）の実情
- 知的障害者地域生活援助事業の実情
- ガイドヘルプ事業の実情
- レスパイト事業の実情
- 社会活動推進事業（枚方市の独自事業）の実情

#### 平成11（1999）年度 \*通所更生施設部会

今年度は主に3つの大きなテーマを設定して研修活動をすすめた。

ひとつは「サービス評価のあり方」で、平成15(2003)年度から予定されている利用契約制度(支援費制度)の実施を前に、参加者の多くが関心を寄せた。

サービスとは何か、支援とサービスの関係性、さらには公的なサービス以外に各施設がどのような独自サービスを準備し提供しているのか、等々を相互に紹介。「評価」のあり方などについても学んだ。

ふたつめは利用者の「性に関する問題」である。男、女それぞれの性にまつわる施設(職員)の対応、その方法のむつかしさなどを共感、共有しつつ、今後どのようにしていけばいいのか、どうあるべきなのかなど様々に議論が交わされた。

最後に「施設の活動に刺激を与える方法」である。ともすればマンネリに陥りがちな施設の日常活動と職員の姿勢を、常に新鮮に、どう活性化するかという視点で、それぞれの意見交流を実施した。

#### 平成12(2000)年度 \*通所更生施設分科会

平成12年6月の国会で可決成立した「社会福祉法(社会福祉事業法の全面改正法)」の内容を学びあい、理解を深めた。ほぼ毎月、異なる加盟施設を訪問して意見交流などを行なった。

障害福祉分野における措置制度から利用契約制度への変更に伴う事業所、施設が実施を義務付けられる諸取り組みについても具体的に学びあうことができた。特に「苦情解決事業」に関しては、その基本的な考え方、「苦情」の理解の仕方、そしてその生かし方などについても理解を深めることができた。

また、各施設の了解のもと職員の施設間交流

実習を実施した。

#### 平成13(2001)年度 \*通所更生施設分科会

平成13年度は以下のようにテーマを設定して活動した。

- ①部会研修会の会場をそれぞれ加盟施設とし、回毎に変更することで他施設の見学も兼ねる。
- ②職員の施設間交流実習を継続する。
- ③新しい福祉制度への対応について学ぶ(高齢者のケアについて、グループホームについて、個別支援計画づくりについて)。

また、2月には桃山学院大学の松端准教授の講演会「知的障害者の福祉サービスはどう変わるのか」を開催し、③についてより専門的に学ぶこともできた。

#### 平成14(2002)年度 \*通所更生施設分科会

平成14年度も施設見学を兼ねた部会研修活動を実施した。

11月は施設長研修と合同の活動とした。内容は「介護保険導入による施設の経営と今後の課題」とし、特別養護老人ホーム白寿苑の新田政尚施設長の講演会を開催した。

#### 平成15(2003)年度 \*通所更生施設分科会

本年度は「全国通所更生施設等職員研修会」(テーマ:支援費制度下における日中活動支援の課題と展望)が大阪福祉協会の主催であったため、その準備に追われて、本来の部会活動が不十分な結果に終わった。

それでも先年から継続してとりこんでいた当部会参加施設職員の施設間交流実習、施設訪問見学は予定どおり実施できた。また、一定の成果はあった。

以下が施設間交流実習参加施設である。

## 施設間交流実習参加施設

年度	交換実習組み合わせ施設	
平成 12 (2000)	わかたけ園・港育成園 住之江木の実園・福島第二育成園	つきのき学園・此花第2 太平学園 太陽の里ともしび園・第二博愛
平成 13 (2001)	あかまつ園・風の子そだち園 此花第2 太平学園・福島第二育成園	第二博愛・なわて更生園 みのり園・港育成園
平成 14 (2002)	高井田訓練所・いわき生野学園 第二博愛・港育成園 わかたけ園・あかまつ園・加島希望の家	福島第二育成園・淡輪学園愛の家 住之江木の実園・風の子そだち園
平成 15 (2003)	住之江木の実園・わららか草部・あいほうぶ吹田・ふくろうの杜・さんめい苑	

## 平成 16 (2004) 年度 \*通所更生施設分科会

平成 15 年度からの障がい福祉施策（法制度）の改変により、知的障がい者福祉も大きく変容した。永年維持され続けてきたわが国固有の「措置制度」が廃止され、介護保険制度に続く利用契約制度に変更された。措置費（委託費）は支援費という名の報酬制（ただし、日額制）にきりかえられた。

利用者（家族）と事業者との「利用契約」のとり交わし、事業者の重要事項、運営規程の作成と確実な説明、加えて「処遇計画」にかかわる「個別支援計画」の策定（アセスメント、モニタリング、再策定の一連の手続き）などが事業者に義務づけられた。

日本福祉協会も、国の制度改革、施設体系（枠組み）の再編成に伴い、協会内組織を改組した。

大阪福祉協会においても、平成 16 年度以降、通所更生施設分科会、通所授産施設分科会をそれぞれ立ち上げ、分科会毎の活動を展開することとなった。

平成 16 年度の研修活動テーマはこのような国の法制度改変に関連する事項が当然大きな関心事であったため、以下のように設定された。

①個別支援計画（プログラム）の策定に関する

こと

②施設における医療的支援のあり方に関すること

③施設内事故に対する「リスクマネジメント」に関すること

また、年度の後半からは国の次なる本格的な法制度改革に向けて示された「改革のグランドデザイン（案）」に話題が集中し、年度当初の研修テーマをすすめるとともに、このデザイン（案）にかかわる諸情報を提供し、意見交換も活発に行なうようになった。一層進められようとする施設体系にまつわる議論も日常的な風景になった。

## 平成 17 (2005) 年度 \*通所更生施設分科会

前年度に国から発表された「改革のグランドデザイン（案）」をめぐって様々な議論が交わされた 1 年間であった。

功罪、さまざまな課題が見えかくれする「改革（案）」。そして平成 18 (2006) 年度から支援費制度に代わって実施されようとしている「障害者自立支援法（案）」をめぐって大混乱の様相を呈し、大きく揺れた。全国の障がい児者各団体、組織が時の政府に対して抗議行動が行なわれた。



あらゆる障がい児者関係団体、組織が、それぞれの理念や立場をこえて、はじめて大同結束する端緒となった年度が平成16年度から17年度にかけてであった。

日本福祉協会においても、もちろん大阪福祉協会についても例外ではなく、この大きな動向に同調して様々なアクションを展開した。

大阪福祉協会の活動やテーマも、これらの動きから自由ではありえず、むしろ、積極的に改変の嵐に身をゆだねる形で設定し、また、行動もした。

しかしながら、「改革のグランドデザイン(案)」を基調とした障害者自立支援法は平成18年度から予定どおり実施された。そして10月からの本格実施によって全ての知的障がい者入所施設が日中活動の場と夜間支援の場に分けられ、施設という呼称は旧来の入所型施設にのみひきつがれ、その他日中活動施設(いわゆる通所施設)は第2種社会福祉事業とされた。

更生、授産の表現は経過措置として一定期間の存続は認められたが、10月以降はそれぞれあらたな生活介護、就労継続、就労移行などの各事業名に変更することを求められたのである。

日本福祉協会は国の再度の本格的な施設体系の変更に従って、再びの改組、改編を実施したため、平成16年度、17年度における日中活動支援部会内の通所更生施設分科会、同授産施設分科会の区別はほとんど意味をなさなくなり、平成18年度以降、大阪福祉協会においては両分科会が合同して活動することになった。

## (2) 授産施設部会からの流れ

平成11(1999)年度まで入所授産施設とともに授産施設部会を構成していた通所授産施設は、平成6(1994)年度の33施設から平成

15年度には49施設に加盟施設が増え、地域にはその他にも未加盟の小規模授産などがたくさんできていた。制度改編と共に、日中活動を支える地域生活支援の拠点としての授産施設に期待される役割は大きなものであった。

平成12(2000)年からは日中活動支援部会の通所授産施設分科会となった。平成18(2006)年度以降は、先述のとおり通所更生施設分科会と合同で活動した。

### 平成12(2000)年度 \*通所授産施設分科会

就労支援および地域生活支援事業についての学習や自閉の障がいを持っている人たちとの関わりおよび作業支援の具体的な取り組みを施設見学を通じて研修を行なった。障がい者ケアマネジメントについても講師を招き、学習した。

### 平成13(2001)年度 \*通所授産施設分科会

障がい者福祉の今後の動向について講師を招いて学習したり、他府県の施設見学も行なった。また、通所更生施設分科会との合同で、「障害の重い人の作業への参加」というテーマで研修を行ない、入所授産施設分科会と合同で「自主製品販売のリスクマネジメント」の研修を実施した。

### 平成14(2002)年度 \*通所授産施設分科会

支援費制度の内容や移行後の施設のあり方のテーマが中心になった。また、演習形式での障害者虐待防止ワークショップや、支援者としてのあり方の研修を実施した。通所更生施設分科会と合同で、早くから個別支援計画を導入されている施設の見学も行なった。

### 平成15(2003)年度 \*通所授産施設分科会

重度重複障がいを待っている人たちを多数受け入れておられる施設の見学や就労支援についての研修、幅広く事業展開して地域生活支援をされている施設の見学を行なった。

また、支援技術の研修として講師を招き、「自

閉症者の理解と援助について」の講演を実施した。

**平成 16 (2004) 年度 \*通所授産施設分科会**

希望の多かった施設見学を中心に活動を行った。また、「就労支援について」の施策や実際に取り組んでいる施設の実践を学ぶ学習会を開催した。これがきっかけとなり、「就労支援を進めていくためのマニュアルづくり」を始めた施設があった。

**平成 17 (2004) 年度 \*通所授産施設分科会**

新設作業所や先駆的に取り組んでいる施設を見学したいという要望を踏まえて、精力的に施設見学を実施した。

障害者自立支援法についての学習会を開催し、新制度や事業体系、また、応益負担等についての学習を深め、情報交換を行なった。

**平成 18 (2006) 年度 \*日中活動支援部会**

18年度は障害者自立支援法の施行の年度にあたり、今後予想される施設の再編の流れを受けて、通所更生分科会と通所授産分科会合同での日中活動支援部会としての定例会を設けて、活動を行なった。

活動については隔月で施設長クラスと幹事クラスの定例会の形を取り、自立支援法による現状と抱える課題を中心に情報提供や意見交換を重点的に行ない、自立支援法が求める「日中活動支援のあり方」を深めるため、テーマを決めて勉強会・研修会を行なった。実施した研修会は、「障害保健福祉関係主管課長会議の内容についての研修」などである。

**平成 19 (2007) 年度 \*日中活動支援部会**

平成 19 年度は障害者自立支援法施行から 2 年目を迎え、既に新事業体系への事業移行を行なった施設や地域性による課題を比較すること等、新しい情報を引き出しながら、今後の予想される問題点について協議を行なった。

結果として、新体系へ事業移行を済ませた施設と旧法施設が混在する中で、相互の問題点を話し合い、利用する当事者にとって何がふさわしいサービス提供のあり方かを考えさせられる機会の多い一年となった。

研修は、「障害者自立支援法の改正議論の行方」(講師：NPO 法人大阪障害者センター・塩見洋介氏)などを実施した。

**平成 20 (2008) 年度 \*日中活動支援部会**

20 年度は障害者自立支援法や大阪府 PT 案等、様々に影響を受ける諸施策の情報を整理する一方で、本来あるべき具体的な支援のあり方や横のつながりを深めた支援に活かせるようディスカッション形式の勉強会を中心に活動を行なった。

結果として、自立支援法の見直しが行なわれるのを前に、新法移行施設と旧法施設が相互の問題点をグループディスカッション形式で話し合い、利用者支援の向上を熱く語り合った一年となった。

研修会「権利擁護と施設の役割」(講師：大阪府社会福祉協議会運営適正化委員長・岡村憲一氏)なども実施した。

**平成 21 (2009) 年度 \*日中活動支援部会**

8 月 30 日の衆議院総選挙において、民主党の圧勝で政権交代が実現し、今後の障がい者施策も大きく変化しようとする中、次の施策とされる「総合福祉法」等の情報にも焦点を当て、研修会「新政権による今後の障害者福祉施策を考える」(講師：大阪障害フォーラム事務局長・細川清和氏)を実施するなど、情報共有や議論を行なった。

また、会議の進め方として年間で固定したメンバーでのディスカッションを中心に活動を行なった。

**平成 22 (2010) 年度 \*日中活動支援部会**

施設長会は、新事業体系移行に伴う様々な課題等について研修、意見交換、施設見学を行なった。

幹事会は行動障害を伴う利用者への支援にテーマを絞り、研修、事例発表、施設見学を行なった。

研修会「行動障害を伴う方の支援について」（講師：大阪知的障害者福祉協会副会長・松上利男氏）などを実施。

#### **平成 23（2011）年度 \*日中活動支援部会**

施設長会は新事業体系移行、権利擁護等についての研修、意見交換を行なった。

幹事会は支援における作業療法、精神科医療等のさまざまなテーマで研修、施設見学を行なった。

研修会は、「豊かな日中活動を目指して～OTの視点から～」(講師：社会福祉法人北摂杉の子会作業療法士・小林哲理氏)、「障がい児者の権利擁護と対人援助について」(講師：桃山学院大学教授・松端克文氏)などを開催した。

#### **平成 24（2012）年度 \*日中活動支援部会**

24年度より旧日中活動支援部会は、日中活動支援部会（生活介護事業系）及び生産活動・就労支援部会の各部会として再編され、例年通り偶数月は施設長会、奇数月は幹事会として両部会合同で行なうこととなった。施設長会では制度や経営問題を取り上げ、「障害者虐待防止研修」（講師：弁護士・辻川圭乃氏）や「障害者虐待防止法の施行後の現状とその取り組み」（講師：堺市障害健康福祉局障害福祉部障害施策推進課課長補佐・永井義雄氏、枚方市障害福祉室係長・廣田太一氏）などの研修を行なった。

幹事会では、実践を基にした研修や事業所見学の実施を行なった。

## 4 地域支援部会、相談支援部会

### ● 地域支援部会、相談支援部会の系譜

地域支援部会、相談支援部会の源流となる部会は、平成12（2000）年に設置された地域活動支援部会である。さらにその前身として、グループホーム研究委員会と地域療育支援委員会が、平成10（1998）年から活動していた。前者のグループホーム研究委員会は、地域活動支援部会の中で福祉ホーム・グループホーム等分科会となり、後者の地域療育支援委員会は地域療育分科会となった。部会内の分科会は、他に通勤寮分科会と生活支援事業分科会が設置された。

平成16（2004）年には、これに短期入所事業分科会が加わった。また、平成19（2007）年に、地域療育分科会が療育等支援及び市町村相談支援事業分科会と改称された。

この療育等支援及び市町村相談支援事業分科会は、平成24（2012）年に相談支援部会として独立した。同時に、残りの分科会を総合して、地域活動支援部会は地域支援部会となるが、通勤寮事業は平成23（2011）年度をもって廃止となっている。

### （1）通勤寮の実践とその終焉

#### ■ 支援費制度以前の状況

通勤寮の歴史は、昭和46（1971）年12月に厚生事務次官通知「精神薄弱者通勤寮設置運営要綱」により国の制度として開始した。当時は援護施設等を退所した「就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間（原則として2年間）入所させて、対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自立に必要な事項の指導を行うことにより、入所者の社会適応能力を向上させ、精神薄弱者の円滑な社会復帰を図る」ことを制度の目的としていた。近畿では、滋賀県の信楽通勤寮が全国のさきがけの施設として、昭和47（1972）年からその活動を開始した。

\* \* \*

大阪府内で初めて開設された通勤寮は、当時の大阪精神薄弱者育成会が松原市河内天美にて運営していた天美育成寮である。天美育成寮が昭和62（1987）年に開設された後、平成5

（1993）年につるみの郷通勤寮、平成8（1996）年に箕面通勤寮、平成9（1997）年に大阪市育成会地域生活支援センター、平成17（2005）年にはいたかの里ほほえみ寮が開設され、最大時には近畿地区では最も多くの通勤寮が運営されていた。

そのような背景の中、知的にハンディキャップがあるとしても、企業等に就労し、安定して働き続けていくこと、また、働くことにより得た収入で普通の暮らしを実現することを、利用者も支援者も求め続けてきたのが通勤寮である。当時は今のように就労支援の事業や制度もなく、グループホームの制度もまだなかったもので、寮生と職員が時にはぶつかり、時には寄り添いながら、厳しい社会の中で、一人ひとりが暮らしていく場所、方法を模索していた状態だったように思う。北海道のおしまコロニーはまなす寮や伊達市の通勤センター旭寮、東京の原町青年寮や葛飾通勤寮、徳島の若竹通勤寮、北九州のきく通勤寮やとばた通勤寮、長崎の諫早通勤寮やふたば通勤寮など、全国的に見て、

知的障がいを持つ方の援護施設の中で、もっとも企業等への就労支援と地域移行支援、地域生活定着支援にこだわった実践が通勤寮にあった。その実践はその後、知的障害者グループホームの制度化に繋がっていき、障害者就業・生活支援センター事業の中でも、中核の大きな役割を果たしてきたのではないかと考える。ただ、全国的に見ると、それぞれの通勤寮の地域性や、運営法人の考え方等により、当初の機能ではなく生活施設化している通勤寮もあり、通勤寮での生活が20年続いている人（滞留化）が多数を占めるところもあるなど、そのあり方を問われてきた。

就労支援の重要性が認められ、それに伴って生活支援の重要性が高まる中で、そのニーズに応えるために、最盛期の平成の初旬には全国で210を超える通勤寮があり、それぞれの就労と生活を一体的に支える実践をしてきた。

### ■ 支援費制度以降の状況

支援費制度に変わり、その後示された障害者自立支援法の当初の福祉サービスの新体系の事業案の中には、通勤寮の機能はその位置づけがなかった。他の旧法施設と比べて圧倒的に少数派だったからか？法の目指すべき方向が、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことにおかれ、就労支援の強化もうたわれているにもかかわらず、まさに歴史的にもその実践をしてきた通勤寮の機能が新体系のサービスの中には継続されないことになっていた。

そのような状況の中で、通勤寮関係者は、日本福祉協会の通勤寮分科会として厚生労働省と検討と交渉を重ね、その後の紆余曲折もあったが、何とか通勤寮の機能を宿泊型自立訓練として継続できるようになった。その検討の中では、大阪福祉協会の通勤寮分科会では、近畿地区の通勤寮分科会と連携して、就労・生活を一体的

に支援する通勤寮機能についての学習会を開催したり、平成22(2010)年度には、全国通勤寮研究大会を大阪で開催し、そこには、児童養護施設関係者、支援学校関係者、就労支援関係者などが参加し、通勤寮機能をいかに自立支援法のサービスの中に位置づけるのか、また、自立にむけてのアプローチが必要な人に対する支援を確保すること、就労と生活を一体的に支援することで、より安定した就労支援が可能になること、支援学校在学中から見通しを立てた支援をすることで有効な自立支援に繋がることなどを確認し、宿泊型自立訓練がどのように展開されていくべきかを議論した。

全国の通勤寮の新体系への移行のプロセスは様々で、他の事業と比べて慎重に進められた傾向があった。中には利用年限のハードルが高いと判断し、生活支援の継続を重視し、ケアホームに展開したところ、自治体の指定管理制度の中で通勤寮事業を継続したところ、早々に宿泊型自立訓練に展開したところなどもあった。

大阪では体系移行について慎重に進めるところが多く、平成22(2010)年4月にほほえみ寮が体系移行し、平成24(2012)年1月に大東通勤寮が移行、同年3月末で箕面通勤寮は廃止。また通勤寮制度の終了のタイミングで、同年4月からワークセンターつるみの郷、大阪市育成会地域生活支援センターが体系移行し、西成ウイングで実施されていた福祉ホームが宿泊型自立訓練に事業を展開した。また、同じく平成24年4月より、精神障がいの領域から、アンダンテとあかやまが事業を開始した。おそらく、通勤寮から移行した宿泊型と、精神障がい者の社会復帰施設等が源流にある宿泊型では、事業の狙いや取り組み内容等に少し違いがあるのかもしれないが、いずれも訓練後の地域生活への移行と、その後の地域定着を目指しての実

践がなされていることと考える。

### ■ 通勤寮が果たしてきた役割

地域での自立的な暮らしの実現を望む人にとって、地域生活開始の前段階において、宿泊型自立訓練での一定の利用期間内で、主体的にさまざまな生活体験を行ない、これからの自分の暮らしの見通しをつけておくこと、自分の望む暮らしを見つけ、自分に必要な支援を自覚しておくこと、そして、支援が必要なときに支援を求められる体制を準備しておくことなどが必要である。そしてそのようにすごした時間が、安定して地域生活を送るための力になっていく。

地域移行の取り組みと表裏一体、同様に重要なのが、地域定着支援である。これまで、通勤寮の多くは、自前で通勤寮から地域生活へ移行した方への支援を担ってきた。そのため、多くの元通勤寮の宿泊型自立訓練事業所周辺には、グループホーム・ケアホームやその他の生活支援の体制が整えられている。今後は、さらに地域移行への流れが加速していくことが予想されるので、地域で始める暮らしに対する支援をさらに整えていく必要がある。その役割は宿泊型自立訓練事業所などだけで到底担えるわけではなく、旧法通勤寮周辺に地域生活者が偏って暮らしていることも不自然だともいえる。障がいを持つ当事者が、自分の暮らしたい場所で、暮らしたい人と安心して暮らしていくためには、計画相談支援の充実の中、さまざまな障害福祉サービス事業所や相談支援機関、社会資源やインフォーマルな支援を含めて、必要な支援を自在に組み合わせ、活用できるような仕組みが必要である。

さらに、育成会などで活発に行なわれている本人活動は、通勤寮の自治会やOB会などが源流にある。さくら会や友の会、みんなの会や仲

間の会などがそれに当たり、その活動の中で、参加者たちが主体性を取り戻し、当事者同士の話し合いや学習の中で、自己選択や自己決定を当然のこととして行なっていくようになる。総合支援法では、重要事項の一つとして意思決定支援があげられているが、このことについても、今後十分に議論を深めていかななくてはならないだろう。

最後に、通勤寮制度は平成23(2011)年度で終了したため、現在は宿泊型自立訓練の中にその機能を引き継いでいるが、利用者を主体として、その人が望む暮らしと一緒に探し、その実現の準備を支援し、地域で始められた暮らしが安心して快適に続けられるように支援し続けてきた通勤寮の機能は今後もいっそう重要であること、その機能が、宿泊型自立訓練や総合支援法の中でしっかりと機能していくことを期待し、そのことが自立的な地域生活を願う利用者の自己決定に繋がっていくと考えている。

## (2) グループホーム・ケアホームの実践

### ■ 動向

わが国におけるグループホームの歴史は、昭和30年代に民間の努力によってその設置と運営の試みが始まった。小規模な共同生活の体系は、今日の「グループホーム」という名称の他にも「生活寮」「生活ホーム」「福祉ホーム」「民間下宿」など歴史的な施策の背景の中でさまざまな名称で呼ばれ現在も活動している。

昭和53(1978)年に、東京都が通勤寮生の地域の受け皿として「生活寮」の制度を創設し、同年に神奈川県でも「生活ホーム」制度が創設された。先駆的単独事業創設に呼応して、他府県でも類似の制度が生まれることとなり、その後も各地で様々な取り組みがされることとなり、実態は先行していったが、自治体の取り組

みは必ずしも順調に進まなかった。

その後、昭和54（1979）年に「福祉ホーム」が新たに国の制度として設置されることとなった。その目的は「就労している精神薄弱者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により、現に住居を求めているものに独立した生活を営むために利用させ、就労に必要な日常生活の安定を確保し、もって社会参加の助長を図る」というものであった。

さらに国際障害者年の昭和56（1981）年の前後には、就労を条件としない小規模な共同生活が単独で制度化されるなど、「就労援助の形から地域生活援助の形へ」と実態が動いていくこととなった。

昭和62（1987）年、国連障害者年の10年の中間年を期に策定された「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」において「地域で自立的に生活する精神薄弱者や精神障害者への援助体制を整備すること」がうたわれた。

昭和63（1988）年に「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」を行なう上で、知的障がい者の地域福祉を充実させるための具体的施策の柱として「精神薄弱者の居住の場の在り方について—グループホーム制度の創設への提言」があり、グループホーム制度の確立が強く求められた。

そのような歴史的な経緯を踏まえ、平成元（1989）年に「グループホーム（精神薄弱者地域生活援助事業）」は制度化された。

しかしながら、グループホームは「地域社会の中にある一般の住宅（アパート、マンション、一戸建住宅等）において、数人の知的障がい者が一定の経済負担を負って共同で生活する形態であって、これに対して同居あるいは近隣に生活している専任の世話人により、日常生活援助が行われるもの」と定義され、主な概要は以下

のようなもので、厳しい制限があった。

- ①対象は日常生活上の援助を必要とする15歳以上の知的障がい者で、就労（福祉的就労を含む）しており、日常生活を維持できる収入がある者であること
- ②運営主体は入所施設・通勤寮等の施設を運営する地方公共団体および社会福祉法人等
- ③バックアップ施設が必要
- ④標準定員は4～5名
- ⑤世話人は食事提供、健康管理、金銭管理、余暇利用などの援助・助言を行なう

これによって、制度の中で初めて世話人の位置づけが行なわれることとなった。

その後、グループホーム制度は、バックアップ施設の範囲が拡大、重度加算制度の創設、公営住宅の利用、運営主体等の規制緩和、入居要件の簡素化等、実態に対応して何度も制度が改正された。

さらに平成18（2006）年10月、障害者自立支援法により、支援の必要度の高い人を対象とした「共同生活介護事業（ケアホーム）」が創設され、従来の「共同生活援助事業（グループホーム）」と2つの異なる事業形態となるとともに、ホーム単位の運営から複数のホームをまとめた事業所単位の運営になり、スタッフとして、世話人のほか生活支援員、サービス管理責任者が位置づけられた。その他報酬関係では、夜間支援体制加算が設けられたことや報酬区分が2段階から6段階になり、上下の金額の差が2倍から約3.2倍に広がったことや報酬支払方式が月額方式から利用実績による日払い方式になったこと等大きな変化があった。

新たに平成25（2013）年より障害者自立支援法は障害者総合支援法と形を変え、ケアホームはグループホームへ一元化されることとなった。他にも外部サービス利用の見直しや、サテ

ライト型住居の創設等も検討されており、具体的な内容はまだ不明な点が多いが、いずれにせよ大きな転換期になるであろう。

このように平成元年にスタートしたグループホーム制度は、この四半世紀の間で大きく制度設計が変わり複雑になっており、その制度の変化を見極め理解し、適切に対応していく必要がある。

併せてグループホーム入居者の高齢化、障害の多様化、夜間支援の問題、生活の質の向上の問題等、グループホームをめぐる課題は数多くあるが、それらの課題についての検証と解決の方策を探りながら、グループホームが「街の中」にある「普通の暮らしの場」であり、「自分が望む自分の暮らし」を実現できる場となるよう更なる充実を図っていきたい。

#### ■ 福祉ホーム・グループホーム等分科会での 取り組み

大阪における福祉ホーム・グループホーム等分科会の歴史は平成12(2000)年からとまだ浅いが、平成8(1996)年からグループホーム研究会として、利用者の仲間作りのためのレクリエーション活動や世話人を対象とした交流会である「集まれグループホーム」を毎年行なうなど、地道な活動を続けた。

さらに平成10年にはグループホーム研究委員会が組織され、社会福祉・医療事業団の助成を受け、当時運営されているグループホームにおいて、自主的な評価体制を確立することにより問題点を明確にし、より質の高いサービスを提供することを目的として、調査・研究がなされた。

おもな取り組みとしては、日常生活に密着した援助領域を始め、バックアップ体制として求められる機能及びそのあり方について、具体的にチェック項目として提示できるように検討が

なされた。その結果成果物として『知的障害者グループホーム運営評価』を発刊し各関係機関や会員施設に配布した。

各項目をチェックすることで、グループホームの援助に携わっているそれぞれの立場の者にとって、現在の援助の方法を検証し、援助者として持つべき視点や望ましい援助のあり方を模索する上での一助となった。

平成12(2000)年度は福祉ホーム・グループホーム等分科会が地域生活支援部会の中に正式に位置づけられ、その発足を機に大阪府、大阪市、堺市が作成したグループホームを運営する施設一覧より、福祉協会に加入する施設名簿を作成し、それに基づき分科会での活動内容や、実施回数や時間帯、現在バックアップ施設が抱えている問題点や課題等のアンケートを送り、それを元に研修を行なった。

平成13(2001)年度は部会を定期的に開催し、利用者・世話人・バックアップ施設職員を対象とした研修や勉強会を行なった。また、専門委員会を組織して『グループホーム運営ハンドブック』を発行し、各関係機関や会員施設に配布した。

平成14(2002)年度は利用者を対象とした学習会「これであなたも支援費つう」を開催し、目前に控えた支援費制度の内容や契約の意味について理解を深めた。

平成15(2003)年度にはDPI日本会議と共催で「グループホームを考える大阪の集い」を国際障害者交流センタービッグアイで開催し、宮城県知事 浅野史郎氏による記念講演と当事者体験レポートと全体討議を行なった。

また日本福祉協会からの依頼による「ホームヘルプサービス活用実態調査」を行なった。これは平成12年よりグループホーム利用者のホームヘルプサービスの利用が可能になったも



の、その利用状況が低調であることから活用状況及び活用できない原因がどこにあるのかを把握するための実態調査であった。

またこの年度より近畿地区のグループホーム分科会の連携を図り、情報を共有することを目的として、近畿地区グループホーム研修会を開催することとし、第1回の研修会を兵庫県神戸市で行なった。尚この年以降は近畿各府県持ち回りで行なうこととなった（大阪は平成16（2004）年、18（2006）年、21（2009）年開催）。

また平成18年度は全国グループホーム研修会（テーマ：グループホーム・地域生活支援のあり方を展望する）が大阪で開催された年でもあり、10月からの自立支援法移行を2か月後に控えてもなお不安材料が多く、解決されていない課題もあることから、全国から大会関係者を含め約1000名の参加があり、関心の高さがうかがえた。

さらに同年、前年度からの継続課題であった「グループホーム・ケアホーム利用者の金銭等の管理規程」作成のための担当者会議を6回行ない、「グループホーム入居者の金銭管理規程（案）」をまとめた。それぞれの事業所が改善しながらよりよい「金銭管理規程」を作成できることをめざした。

背景には、障害者自立支援法施行により金銭担当者（世話人）が関わる小口現金の取り扱いが煩雑になり一層の明確化を求められるようになったこと、サービス管理責任者の設置が義務付けられ金銭管理者として財産保全の業務が明確になったことがある。

また、この年より大阪府障害者交流促進センター（ファインプラザ大阪）との共催で、世話人を対象とした料理教室を開催することとなり（以後毎年開催）、料理教室だけでなく栄養に関する勉強会や情報交換会等を行ない、好評を得

ている。

障害者自立支援法のもとで新たな形のグループホーム制度が歩み始めるが、新制度は部分的な見直しと混乱を繰り返してきた。地域生活を支えるさまざまなサービスの展開について、激動する状況の中、安定した事業運営、利用者の高齢化、重度化、障がいの重複化、医療的支援の必要性、支援の専門性と高度化、人材確保（世話人）の困難などさまざまな課題の整理とその改善に向けた議論を中心とした活動を実施した。

平成24（2012）年度からは、地域支援部会としての活動となった。この年、グループホーム事業の実態調査アンケートを実施した。

平成25（2013）年度より、障害者総合支援法が施行される。

地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するという趣旨のもと、国は新たな障害保健福祉施策を講ずるとしている。

平成25年4月1日から、障害者の範囲の見直し（難病等を加える）や、サービス基盤の計画的整備などが先行施行され、今後私たちの事業展開に大きく影響を与える障害支援区分の創設、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大等については平成26（2014）年度からの施行となっている。

これは、平成25年度中に具体的な施策の決定作業が行なわれるということであり、その過程を見ながらしっかり注目していかなければならない。

いずれにしても、私たちは、制度・施策の完成を待つのではなく、実施している事業や地域の現状と課題を整理し、これらがよりよいものとなるよう分科会が中心となって活動を展開していきたい。

### (3) 相談支援

“相談”という、古くは、障がい児・者の地域療育をコーディネートしていく相談窓口という位置づけで、主体はほぼ公的な側にあった。その後グループホームの数が増え、障がいを持つ人たちの地域生活が進む中で、大阪府においては平成17(2005)年度に府の単独事業である大阪府障害者地域移行支援センター事業が始まり、地域で暮らす拠点が整備されていくことになる。また、大阪府障がい福祉計画の中で、国基準以上に施設入所者の20%をさらに地域生活へという計画が示されるなど、地域生活のサポート体系の充実が急務であった。

障害者自立支援法の中に、障がい者が地域で暮らすうえで相談支援の充実が不可欠であると示されており、地域障害者自立支援協議会の運営にも相談支援が重要な位置を占めている。平成22(2010)年12月、障害者自立支援法が改正され、平成24(2012)年度からサービス等利用計画が実施され26(2014)年度までに段階的に行なわれていくなど、相談支援事業の方向とその充実が示された。既に、障がいのある人が継続して地域生活をおくるサポートの要を相談支援は担っているが、相談支援専門員の質と量の確保がされれば、次の10年では今以上の地域生活支援が充実すると確信している。

### (4) 短期入所事業

平成16(2004)年度から短期入所事業分科会が地域活動支援部会に設置され、平成18(2006)年障害者自立支援法の施行までに、これからの短期入所事業のあり様について検討を始めた。その内容は、各事業所の利用状況や支援内容等の情報交換から始め、ネットワークづくりの構築を目指した。

平成13(2001)・15(2003)年度に利用者を対象としたアンケート調査を実施しているが、平成23(2011)年度にあらためて事業者を対象とした「短期入所サービスについて」のアンケート調査を行なった。障がいのある人にとって、地域生活を継続していく上で重要な事業であると事業者自身が重く認識するとともに、入所施設に短期入所事業を併設した従来型の運営と単独型の運営では、その方針や問題意識に違いがみられた。

近年、医療ケアが必要な利用ケース、精神疾患の利用ケース、虐待ケース、家庭崩壊ケースなど、ニーズは多様化してきている。しかしながら、未だにハード・ソフト面の問題からタイムリーに答えきれていない実情であり、平成27(2015)年度からのサポート体系の中で、本事業がどう位置づけられるか事業所間で情報共有していく必要がある。



## みなさんからの応援メッセージ

### 記念誌に寄せるメッセージ

一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会 会長  
蓬萊 和裕

私の机の上に、『障害者虐待～その理解と防止のために～』（宗澤忠雄編著）という一冊の本があります。貴会といえば、「障害者虐待は絶対に許さない」という信念のもと、障害者虐待の防止に奔走されている安本会長の姿が目につかびます。

「障害者支援における虐待は、専門性の無さから発生する」は、実際に起こった虐待問題に正面から向き合い導きだされた結果で、これが私たちの指針となりました。

貴会の更なる躍進をご祈念申し上げます。

### 大阪に続け

京都知的障害者福祉施設協議会 会長  
矢野 隆弘

大阪福祉協会発足 50 周年おめでとうございます。私事になりますが、私の父は金剛コロニーの開設当初にお世話になっておりました。私自身も家族として金剛コロニーの職員宿舎で数年を過ごしました。今回、応援メッセージを書かせていただくことにご縁を感じております。京都福祉協議会は大阪福祉協会に遅れて 3 年後に発足しております。大阪に習って障害のある方の福祉に貢献してまいりたいと思っております。

### 近畿の水瓶よりお祝いのことば

滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会 会長  
上田 清樹

この度、大阪知的障害者福祉協会創立 50 周年を迎えられ、心よりお祝い申し上げます。滋賀の山野から湧き出た一滴の「水」は琵琶湖に集まり、瀬田川～宇治川～淀川を経て生命の源として大役を担いながら、やがて大阪湾から大海へと流れ出ていきます。貴会には、今日まで実践を通して培われたご経験と振り返ることができる歴史といった貴重な財産を活かし、この「水」に注ぎ込み大海へと繋げて下さることをご期待申し上げます。

### 大阪知的障害者福祉協会 50 周年に寄せて

奈良県知的障害者施設協会 会長  
田ノ岡 敏雄

50 周年おめでとうございます。

この間、障害者福祉の変遷は目を見張るものがあり、行政主導の与えられる福祉から障害者自身が選択権を行使し、自己責任のもと選ぶ福祉へと様変わりしました。これに伴い、福祉サービスも社会福祉法人だけに留まらず、NPO 法人や株式会社等々が参入し、選択はできるものの、何が良いのかが本当にわかり辛くなってきています。

そこで、社会福祉法人が本来持つべき基本的姿勢として安心感の提供が大切であるように思われます。その社会福祉法人が集う我々団体がセーフティネットとなり、障害をお持ちの方々の人生を支え続けるという使命を全うすべきであると思えます。

最後になりましたが、貴会の益々の発展を祈念し 50 周年に寄せてのお祝いメッセージとさせていただきます。

集まれグループホーム

くおおさかのどまんなかあたりでもう一度集まりました

“集まれグループホーム”は、グループホームで暮らし、地域生活をおくっている皆さんが一堂に会し一日楽しめて、仲間づくりもできるイベントを開催したいとの願いから、大阪府地域福祉推進財団、大阪育成会、大阪愛護協会が主催して行なわれたのが始まりである。その当時、大阪府下のグループホーム数は68ホームで283名の利用者が地域で暮らしておられた。初めてのイベントでもあり、いかにしてたくさんの方々に参加してもらえるか、プログラム内容等について種々検討した。企画する我々もアイデアがどんどん湧いてきて、会議が楽しく感じられたことを思い出す。

記念すべき第1回大会（平成8（1996）年11月）を振り返ると、大阪府の後援を得て堺市南区のファインプラザ大阪（大阪府立障害者交流促進センター）に35ホーム、94名の利用者が集った。セレモニーの後、全員で体操やレクリエーションを行ない、身体をほぐすとともに、緊張も和らぎとても良い雰囲気に会場がつつまれた。午後から、それぞれが希望したイベントへ参加するため、各会場に分かれた。料理教室では、皆エプロンを着け、慣れない包丁を使って簡単な調理指導を受けた。カラオケ教室は、この日のために練習してきた十八番を熱唱され、おしゃべり好きは、トーク広場で交流を深められるなど大いに盛り上がった。戸外では初めてグ

ラウンドゴルフをするスポーツ好きが汗を流すなど、多くの参加者が笑顔で一日を過ごされたことがとても印象的だった。

第2回は、大阪府障害福祉課地域生活係が中心となり企画会議を持った。会場も大阪市内に移し、学校法人城南学園のご厚意で大阪城南女子短期大学キャンパス内の体育館や教室をお借りして、各種のイベントを開催することができた。利用者119名に加え同短期大学の学生57名もボランティアとして参加して、総勢264名が集い、第1回とは違う華やいだ雰囲気のなか、皆が楽しい時を過ごした。

その後、“集まれグループホーム”は回を重ねるごとに参加者が増え、地域で暮らす利用者が楽しみにするイベントとして育っていったと思う。以下簡単に各回の概要を紹介する。

第3回は桃山学院大学社会学部社会福祉学科の“記念行事”に位置づけられ、同大学で開催された。46ホーム、146名の利用者が集うとともに、各ホームから世話人さん42名が参加した。お茶会、おしゃれ教室やパソコン講座など新たなプログラムも加わった。また、「障害者の人権擁護」と題して北野誠一氏（桃山学院大学社会学部教授）の記念講演も併せて行なわれ、学生や社会人のボランティアを含めると総勢358名が集う大会となった。第4回は、会場をファインブ



フォークダンス（第2回集まれグループホーム）

ラザ大阪に戻し52ホーム、147名の利用者が集った。続く第5回は、大阪府立吹田養護学校（現支援学校）において54ホーム、157名の利用者が参加し、世話人交流会もプログラムと位置づけられた。また、カーリングやスポーツチャンバラなどのユニークな軽スポーツが各種紹介された。そして、平成14（2002）年3月に国際障害者交流センター（ビックアイ）において、115名が集った第6回大会を最後に、諸般の事情で開催されず今に至っている。

あれから12年経った。大阪府内のグループホーム・ケアホームで暮らす利用者も増え、平成22（2010）年度の府の計画では、6万8000人が目標値として掲げられている。グループホーム事業が制度化された頃からは

比較にならない規模の広がりを、今後も見せていこう。

地域での暮らしが長い方の中には、還暦を過ぎた方もおられるだろう。新しく地域生活を始めた方は、何か気になることはないだろうか。障がい重い方は、日中どのように過ごされているだろうか。世話人も生活支援員も、日々工夫して地域生活を支えているだろうが、不安はないだろうか……等々、いまこそ、“集まれグループホーム”が開催される時だと感じている。イベントを楽しむだけでなく、将来の暮らしに希望が持てるよう、経験豊富な先輩や専門家から助言をもらえる場にもなればと感じている。

おおさかのどまんなかあたりで集いましょう。

ファッションショー（第6回集まれグループホーム）



おしゃれ教室（第6回集まれグループホーム）



和太鼓演奏（第6回集まれグループホーム）

**支援スタッフ部会の目的及び設立の経過**

平成11(1999)年に日本愛護協会は組織改革について検討を重ね、その一環として、支援スタッフ部会の立ち上げが検討された。大阪においても、その流れを受けて、従事者評議員で検討し、「立ち上げの主旨」を、

- ①支援スタッフ部会の活動は、部会全体の組織改革の方向で行なう。
- ②現場で働くスタッフの立場で、部会の中に意見を反映させ、部会の活動を現場の問題と密着させていく。
- ③現場に必要なタイムリーな情報の提供を行なう。
- ④行政への政策提言に向けて、支援スタッフの立場で現場の意見を反映させる。
- ⑤支援スタッフ部会を各都道府県に立ち上げ、その連携を図ることにより、各地区の独自性を生かしながら、全体のレベルアップを図る。また、各地区と全国では活動の内容も異なってくると思われるので、その整理を行なう。
- ⑥委員会と組織的なつながりを持ち、支援に必要な情報の収集や交換を行ない、スタッフの意識改革を図る。また、現場の意見を委員会へ反映させていく。
- ⑦支援スタッフが部会活動に組織的に関わることにより、部会全体の組織改革の活性化を図る。12年度は立ち上げに当たり、組織編成を重点課題とし、支援スタッフ部会の活動について検討する。
- ⑧支援スタッフ部会の活動は、施設長の考え方によるところが大きいので、活動が円滑に行なわれるよう、その理解と協力を求める。

の8項目にまとめ、平成12(2000)年2月の理事会、評議員会に提案し、承認されたことから、平成12年度より支援スタッフ部会として活動を行なうこととなった。

そして部会としての具体的な活動テーマ対として、

- ・ 権利擁護とそのシステム

- ・ ケアマネジメント
- ・ 本人活動
- ・ 支援技術
- ・ 福祉サービスの評価基準
- ・ 公的介護保険
- ・ 成年後見制度
- ・ 地域生活支援

をあげ、「支援スタッフ」としての視点で、現状の問題や、利用者主体の支援のあり方、個別ニーズに添ったサービスの提供など、現場が持っている課題をとらえ、部会活動の中で問題提議をしていくと共に、それぞれの現場からも提議提案が行なえる柔軟な組織を目指すこととした。

**平成12(2000)年度**

支援スタッフ部会の立ち上げの年であり、他府県の活動の情報収集をした。支援スタッフ部会の主旨を共有化し、どのような活動を行なっていくか検討するための準備委員会の立ち上げ等の活動を行なった。

**平成13(2001)年度**

支援スタッフ部会の課題の一つである、本人活動を具体化するための活動として「集まれグループホーム」について、このイベントを本人活動のイベントへと変えていくことを目的に、支援スタッフ部会として役員会に働きかけた。

「第6回集まれグループホーム」は平成14年3月7日、国際障害者交流センター(ビッグアイ)にて、115名の利用者と19名の世話人の参加により開催された。

**平成14(2002)年度**

各都道府県の支援スタッフ部会のおかれている状況はまちまちであり、まだ立ち上げに向けて調整している県もある中で、部会・分科会協議会、支援スタッフ部会、近畿地区役員会に参加し、また、近畿各府県の支援スタッフ部会長が参加する連絡会議においては、更なる連携の必要性が確認された。

**平成15(2003)～16(2004)年度**

各都道府県における支援スタッフ部会の立

ち上げ状況の把握に努めながら、福祉業界の将来像を新しい感覚でとらえ旧来の発想から転換し、時代に沿った情報の提供や、研修への取り組みなど具体的な活動について検討した。

#### 平成 16 (2004) 年度

支援スタッフ部会は、直接現場で支援にあたる職員を対象とした部会であり、協会の各部会に所属していることから、各部会の後方支援的な役割をしながら、支援スタッフ部会の「ありよう」について検討作業を行なった。

今年度は、特に「第 23 回スポーツフェスタ 2004 大阪」の実施に際しては、事務局と連携し、申込書の配布や役員・委員・スタッフの調整などの大会準備をした。また、大阪福祉協会の機関紙である『大阪知的障害者福祉協会 NEWS』の編集スタッフの一人として参画した。これらの活動を通じて施設職員との交流を図った。

#### 平成 17 (2005) 年度

全国、近畿の支援スタッフ会議、研修などに参加する一方、各種研修会での準備、当日の受付の手伝いなど各部会の後方支援的な役割を行なった。「第 24 回スポーツフェスタ 2005 大阪」の大阪福祉協会の窓口として申込書の配布、役員、委員、係員の依頼、大会準備などの業務を事務局と協働して行なった。

また、『大阪知的障害者福祉協会 NEWS』の編集委員の一人として「施設訪問記」を担当した。

特にこの年は、奈良で開催された平成 17 年度近畿地区知的障害関係施設職員研修会の第 4 分科会を近畿支援スタッフ部会が合同で受け持った。大阪も支援スタッフ部会として参加し、「権利擁護」をテーマに第 1 部は成年後見制度と権利擁護について、いずみ法律事務所の泉房穂弁護士、兵庫・愛心園の福田和臣施設長に講演していただき、第 2 部は「職員の権利擁護について」「施設における人権侵害」というテーマでグループワーク

を行ない、種々の身近な事例の問題提起があり、議論が交わされた。

#### 平成 18 (2006) 年度

「第 25 回スポーツフェスタ 2006 大阪」の大阪福祉協会の窓口等各種行事・研修会の準備や当日の受付などを行なった。

また、組織化を図り、府内 6 ブロックの幹事職員を選出し、今後の活動の方向を検討することした。更に、部会として、独自の以下のテーマで研修会を実施した。

講演：「施設に問われる利用者支援～本当の利用者支援のあり方とは？」

#### 平成 19 (2007) 年度

全国、近畿の支援スタッフ会議、研修会などに参加しながら、「第 26 回スポーツフェスタ 2007 大阪」の大阪福祉協会の窓口等各種行事・研修会の準備や当日の受付などを行なった。また、大阪福祉協会主催の各種研修会の準備や当日の受付などを行なった。前年同様、各ブロックごとに幹事施設を選出し、幹事会を開催し、日本・近畿の支援スタッフ部会の活動報告や、今後の活動について検討を行なった。

また、下記のテーマで研修会を実施した(参加者 43 名)。

講演：「就労支援センターの活動について」

講演：「対人援助職のためのこころのケア」



# みなさんからの応援メッセージ

## 「愛護」こそ我が青春

元東大阪短期大学教授 坂川 武男

私が「愛護」に関わったのは今から半世紀前の安保騒動の折でしたが、「愛護」も燃えておりました。米国ケネディ大統領が「精神薄弱と闘う委員会」を立ち上げて世界的なキャンペーン、我が国のマスコミも連日特集記事を組んでいました。府立砂川センター勢も街頭に繰り出して啓発運動に汗を流しました。過激分子の「施設解体論」派とも渡り合い若き血潮を躍らせたものです。全国愛護40周年大阪大会を契機に、荒れていた大会が収まったのもこの時からでした。

## 50年の歩みから

社会福祉法人桃花塾 理事長 岩崎 正子

印象に残る活動は、昭和63年から2年間調査研究委員長として、委員の皆さんと共に、府下の施設に居住する高齢者の状況について実態調査したことです。当時の一般老人ホームにも協力していただき、ケアのあり方について比較検討をいたしました。全国に先駆けて大阪で実施できたことは、その後の高齢者ケア研究の発展に少しは貢献できたのではないかと思います。

今後、若い方々の創造性あふれる活動を期待しております。

## 協会での思い出

元大阪知的障害者福祉協会会長（元和泉の里施設長）  
梶間 道夫

平成12年、会長就任時は障害福祉施策の改定が検討され、措置から支援費へと制度が根本的に変更になるとのことで、会員から施設の運営や今後の取り組みへの危惧が大きく、サービス内容の検討や種別ごとの運営試算を行い、現況と大きな差が無いことにほっとしたことを思い出します。また、協会事務局機能を府福祉会館内に設置できたことは、以後の協会の発展に寄与したものと喜んでいます。協会の社団法人移行と設立50周年を共に祝福いたします。

## 協会に望むこと

元龍谷大学社会学部教授  
森 靖彦

知的障がい児・者福祉は篤志家による施設にて取組まれ、その進展を先導してきた。近年、関係法や制度整備が進められ、「障害者総合支援法」が公布される。この間、施設現場は法制度改変への対応に追われたが、ここで協会は「福祉の実現」を着実なものにすべく、実践を基に解明すべき課題がある。

その一つは、知的障がい及び障がい概念の明解な説明・定義づけを提言すべし。遡る1981年、国連は“障害を環境との関係と捉える”と提唱している。

## 就労支援の充実に向けて

元大阪府立金剛コロニー長  
坂巻 正昭

大阪知的障害者福祉協会設立50周年おめでとうございます。

先日大手スーパーマーケットの売場で働く知的障害者を見つけました。買物カゴや台車をテキパキと整理し、さすがにしく働いておられました。

「就労」は、自立した生活をする為には重要な課題のひとつです。今後も多くの障害者が就労自立できるような社会を目指して、貴協会が一丸となって取り組まれることを切望致しております。

## 会始まって以来の会長選挙と事務局が府立施設から離れたこと

元大阪府知的障害者サポートセンター所長  
奥野 博

50周年おめでとうございます。事務局を担っていた平成12年（2000年）に忘れられない2つの事態に直面したことです。

ひとつは会長選挙で、2人の候補者による選挙になりました。当日、立会演説と立会人のもと投票により選出されました。

もうひとつは、事務局が従前の府立施設を離れ、今道会長が白鷺園安本施設長（現会長）に依頼し、こころよく引き受けていただいたことです。